



今でも、出張などの折に、訪問先で時間があると、美術館や博物館を訪問するようになります。博物館では、その土地や国の文化そのものに直接触れることができるからです。

週末に子供連れの御家族が博物館、動物園、また美術館を訪れる。そして、私がそうだったように、本物を目にし、作者の思いに直接触れることができる。子供たちにとっては、想像力を無限に広げることができる、かけがえのない施設なのです。

さて、本日は、博物館法の一部を改正する法律案が議題です。まだまだ戦後の混乱期だった一九五一年に本法律は制定されました。当時はまだ設置主体が国立などに限られていたため、博物館は二百館程度であり、その主たる目的も社会教育施設でした。

それから七十年の間に社会は大きく変貌し、子供に想像力を与えるという意義は変わらないものの、取り巻く環境や求められる役割や機能が多様化、高度化されています。改めて現状に見合った博物館の運用やデジタルアーカイブなどを盛り込んだ法改正を行う必要性を強く感じております。

初めに、末松文部科学大臣にお聞きします。今回の博物館法の一部を改正することに対する意気込みについて、是非お聞かせください。

○末松國務大臣 尾身先生にお答え申し上げま

す。

先生今お話をありましたけれども、私も小学校のときに、遠足で京都の国立博物館に行きましたときには、激石山房博物館でしたか、いろいろなところを訪ねておりまして、いいところがたくさんあるんだなということを感じました。

先生今お尋ねのことあります、この博物館法、制定から約七十年が経過をする中で、博物館

の数は約三十倍に増加をいたしました。地方独立されると、行政法人立や株式会社立の博物館、美術館が設置されています。博物館を取り巻く状況は大きく変化してございます。

また、近年、文化芸術基本法であるとか、ある場合は、文化観光推進法が新たに成立をいたしました。一方で、博物館は文化観光や町づくり、そして国際交流、産業との関わり合いが出てまいりました。文化施設としての役割も強く求められています。

今回の法律案は、このような背景の下で、約七十年ぶりに法の目的や博物館の事業内容、登録制度の見直しを行うものでございます。博物館関係者からも早期の改正等について要望をいただいておりまして、文部科学省としましても、喫緊の課題として、博物館の振興にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

文化審議会で約二年にわたりて審議をいただきました。積み残しの問題もまだございます。しかし

かりこうしたことについても、課題にも取り組んでいきたいと思います。

○尾身委員 大臣、本当に御答弁ありがとうございます。

現在、東京の町を散策していると、多数の博物館や美術館に出会うことができ、私たちの知的好奇心を大変満足させてくれます。の中には、国立西洋美術館や国立科学博物館など、国や地方公共団体が運営する登録博物館と、先ほど大臣も

おっしゃいました、企業が運営する森美術館や新江ノ島水族館、学校法人が運営する、東京中央郵便局、KITTTEの中にある東京大学インター

ティアテクなどのいわゆる博物館類似施設があります。博物館類似施設の方が数の上ではあるかに多いのですが、博物館法で言う博物館には該当しないということを私自身知りませんでした。

ここで伺います。今回の改正の目的は何でしょ

うか、また、七十年ぶりにこのタイミングでの改

正となる背景は何だったのでしょうか、お聞かせください。

○尾身委員 ありがとうございました。

次に、今回の改正の大きなポイントでもあるデ

博物館法は一九五一年に成立したもので、博物館を社会教育施設として位置づけ、戦後我が国が復興する中で、全ての国民に貴重な実物に触れる機会を提供し、教育、学術及び文化の発展に寄与してきました。

一方、法の制定から約七十年が経過し、博物館を取り巻く状況は大きく変化してございます。具体的には、二〇一七年の文化芸術基本法等を踏まえ、文化観光や町づくり、福祉、産業への貢献など、博物館に求められる役割、機能も多様化、高

度化しております。

また、博物館の数は制定当初の約二百館から約五千七百館まで増加し、博物館同士の連携協力が

重要となるとともに、コロナ禍で来館が制限され

る中で、デジタルアーカイブ化の推進も求められ

ております。

さらに、地方独立行政法人立や株式会社立の博

物館、美術館等が設立されるなど、地方公共団体

や社団法人、財團法人等に限られている登録博物

館の設置者要件が時代にそぐわなくなつてきてお

ります。

また、国と地方独立行政法人立や株式会社立の博

物館、美術館等が設立されるなど、地方公共団体

や社団法人、財團法人等に限られている登録博物

館の設置者要件が時代にそぐわなくなつてきてお

ります。

ルアーカイブ化の規定を追加したのはなぜでしょ  
うか、お聞かせください。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

博物館資料をデジタル化し、インターネット等を通じて公開することは、国内外への成果の還元、文化芸術や調査研究活動の充実、文化観光や地域活性化への貢献など、様々な面から意義深く、より多くの方がアクセスできるようになることから、その重要性はますます高まっていると認識しています。

また、コロナ禍において、博物館の利用制限が課された際、デジタルアーカイブの必要性、有効性が関係者に改めて強く認識されたところでござります。

全国の博物館では、例えば、浮世絵をデジタル化して、三百六十度の映像を来館者が体験できる取組ですとか、コロナ禍で開館が延期された刀剣博物館のデジタルアーカイブを様々なコンテンツと併せて紹介する取組など、それぞれ各館、様々な取組が進められていると承知しています。また、文化庁でも、国立博物館の所有する国宝等の高精度なデジタル化や、文化遺産オンライン化の公開なども進めているところでございます。

このため、本法案では、博物館の事業に博物館資料のデジタルアーカイブ化とその公開を追加することといたしました。

本法案の成立を契機として、博物館資料のデジタルアーカイブ化の取組に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○尾身委員

ありがとうございました。

最後に、博物館登録制度の見直し及び博物館を利用した文化観光について伺います。

今回の改正では、地方自治体、社団法人、財團法人などに限定していた設置者の要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方行政法人や企業が登録できるようになっています。しかしながら、実際に博物館類似施設や博物館相当施設が登録博物館になるためには、都道府県の教育委員会の審査を受ける必要性があり、また、館長

や学芸員を必ず採用しなければならず、年間の開館日数にも制限を受けるなど、博物館側にとって負担が増え、メリットばかりではないという面もあります。

令和三年七月に、文化審議会博物館部会より、博物館法制度の今後の在り方についてという報告を示されました。その中で、これらの博物館が示されるべき方向性としてまとめられています。それは、資料の保護と文化の保存、継承の「まもり、うけつぐ」、文化の共有の「わからあう」、未来世代への引継ぎの「はぐくむ」、社会や地域の課題への対応の「むきあう」、そして、持続可能な経営の「いとなむ」です。経済的に自立し、存続し続けることが、今後の博物館経営にとって最重要課題なのであります。

文科省は、新たに登録博物館として承認を目指す企業などにどのようなメリットを提示し、登録の促進を図っていくのでしょうか。また、先ほどの質問にも申し上げましたが、デジタルアーカイブが進むことによって、博物館に足を運ぼうという機運が更に高まることが期待されます。各自治体が博物館を文化観光拠点として捉えることにより、観光客を積極的に呼び込むことも可能になります。この際、各自治体にどのような支援が提示できるでしょうか。

企業や団体にとって、登録博物館に登録することによるメリットはどのようなものでしょうか。

○尾身委員

ありがとうございました。

今回の質問では触れませんでしたが、学芸員制度の元となつたのが英国のキュレーター制度と言えます。英国有けるキュレーターは、博物館において、施設の収集する資料に関する鑑定や研究を行い、学術的専門知識を持つ業務の管理監督を行う専門管理職です。また、施設の企画、管理を任されるために、展示品に対する高度な知識、技術が求められ、博士号を保持するなど、館内での地位が高い役職であると聞いています。

是非、日本でも同じような役割と待遇の学芸員

制度を充実させ、国民共有の財産をしっかりと管理していただこうことを望みたいと思います。

国民の大切な財産であり、子供たちの大好きな博物館がより魅力的なものとして長く存続することを目指して、私も引き続き議論に真摯に取り組んでまいります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

供する文化観光の拠点となり得ると考えております。

このような観点から、令和二年度に成立した文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく拠点計画及び地域計画について認定を行ふとともに、取組に対する

支援を進めているところでございます。

これらの認定計画においては、例えば、学芸員による特別解説の実施など、文化資源の展示解説の充実を図る取組や、地元の食材を活用したミュージアムカフェメニューの開発など、地域の飲食や宿泊と連携した取組などといった、各地の特色を生かした様々な取組が展開されているところでございます。

今後とも、こうした取組を通じまして、地域の博物館等の支援に努めてまいります。

○尾身委員 ありがとうございます。

これまで支援、振興に力を入れてまいりましたけれども、特に二〇一九年の九月に開催されました国際博物館会議、ICOM京都大会は、全力で応援し、当時も私が副大臣として参加をさせていただきました。

私が参議院議員のとき、参議院文教科学委員会で質問させていただいたのが二〇〇八年の六月のことでした。ICOMの総会は三年置きに加盟国で開催され、その当時韓国でも開催され、二年後には上海での開催が決まっておりましたけれども、日本では昭和二十七年に加盟以来、一度も開催されたことがありませんでした。そこで、是非日本でも開催すべきという質問をさせていただきました。

私は参議院議員のとき、参議院文教科学委員会で質問させていただいたのが二〇〇八年の六月のことでした。ICOMの総会は三年置きに加盟国で開催され、その当時韓国でも開催され、二年後には上海での開催が決まっておりましたけれども、日本では昭和二十七年に加盟以来、一度も開催されたことがありませんでした。そこで、是非日本でも開催すべきという質問をさせていただきました。

○浮島委員長 おはようございます。公明党の浮島智子です。

本日は、博物館法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申します。

私も、これまでたくさんの博物館を視察をさせていただき、多くの現場のすばらしい取組を目の当たりにしてまいりました。日本の博物館が持つすばらしい可能性を確信をいたしているところでございます。

これまでも支援、振興に力を入れてまいりましたけれども、特に二〇一九年の九月に開催されました国際博物館会議、ICOM京都大会は、全力でございました。

これまで支援、振興に力を入れてまいりましたけれども、特に二〇一九年の九月に開催されました国際博物館会議、ICOM京都大会は、全力でございました。

力の下、着物を着ていたとき閉会式に御参加いただくなど、参加の皆様は大変喜んでくださいました。そこで、この ICOM の九月一日から七日まで京都大会で行われた議論はとても深く、意義深いものだと思っておりますけれども、今回の博物館法の改正にどのような影響を与える、そしてこの議論の内容は今回の法改正に反映されているのか、鰐淵政務官にお伺いさせていただきたいと思います。

○鰐淵大臣政務官 お答えいたします。

今、浮島委員からも御紹介いただきました二〇一九年に開催されました国際博物館会議、ICOM 京都大会につきましては、二〇〇八年に浮島委員が参議院文教科学委員会で質問されたことを承知しておりますが、改めて議事録を読ませていただきました。その中で、浮島委員の方からも、日本に招致し開催すべきということで力強く御質問いただいております。それに対して当時の池坊副大臣からも、ICOM について存じ上げなかつた、我が国が開催した実績がないというのは寂しいかなと思いました、これから検討したいといった旨の答弁をされておりました。

この浮島委員の御質問が契機となりまして、博物館関係者、また文化庁で招致の機運が高まりまして、我が国で初めて開催することができたと思つております。改めまして、これまでの浮島委員の博物館行政への御貢献に御礼を申し上げたいと思います。

また、この ICOM 京都大会につきましては、當時、副大臣をされていたということで御紹介もしていただきましたが、海外百二十の国と地域から大会史上最多となる四千人を超える方が参加をしてくださいました。これも御紹介いただきまして、京都を中心に関西エリヤで地域の文化や歴史に触れる多彩なイベントも開催されました。私も参加をさせていただきましたが、本当に大変にすばらしい大会となりまして、大成功を収めることがでております。

今回の改正法案では、この理念を踏まえました。第三条第二項では、博物館と相互の連携協力を推進する規定とともに、第三条第三項では、地域の多様な主体との連携協力による地域の活力の向上への寄与に努める規定を新たに置いたところでございます。

文部科学省としましては、今回の改正によりまして、これから博物館が多様化、高度化する役割を果たしつつ、その適正な運営を確保できるよう、しっかりと支援をしてまいります。

○浮島委員 ありがとうございます。  
是非、このときの議論は、とても深い、すばらしい議論だったと思いますので、しっかりと、文科省としても文化庁としても、働きかけ、これからもしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、私も地域を巡り様々な博物館の方々とお話をさせていただいておりますけれども、私が最も感銘を受けたのは、ICOM 京都大会でも紹介をされました和歌山県立博物館の取組であります。

この和歌山県立博物館では、学芸員の方と、そして工業高校の教員の指導の下で生徒さんたちが賞できる文化財のレプリカを作製しています。

○末松国務大臣 先生に、二〇一九年の ICOM 京都大会招致に大変御苦労いただきましたことに敬意を表したいと思います。

今回、この法案において、博物館が、地域の教育機関や民間団体などと連携協力しつつ、地域の活力の向上に努めることを新たに規定することと賞できる文化財のレプリカを作製しています。これも一つのものでございますけれども、これは本ですけれども、触って読み解くといって、点字はありますけれども、点字だけではなくて、絵字はありますけれども、全部触つて分かるようになつていています。

このようにものを作つてやつてているものでございます。

方々が鑑賞できる事業を開催するとともに、過疎地の抱える課題の解消に取り組んでおりまして、文部科学省では、このような博物館を支援する

化によって管理が困難になった仏像を置き換えることで、住民の方々の負担を軽減し、地域の文化財の防犯、防災対策にも有効な取組が行われています。

博物館が中心となり、教育委員会、和歌山県立工業高校、盲学校、そして大学、市町村関係者と連携協力し、地域の課題の解決に取り組んでいくというすばらしい事例であります。この事例で、博物館は、和歌山博物館のように、これまで大切に引き継いできた地域の宝とも言える資料、これを最大限活用して、様々な地域の方々の声を聞き、連携することで、地域がそれぞれに抱える複雑な課題解決に貢献していけると私は確信しております。

他方で、博物館の現場では、人的にも金銭的にも資源が必ずしも十分ではなくて、このような新しい課題に取り組むだけの余力がないところがたくさんあります。たとえ現場の学芸員さんたちが熱意があつても、日々の雑務、用務に追われて、現状を変えるためには、国が最初の一歩をしっかりと支援をし、後押ししていくことが私は必要だと考えております。

そこで大臣にお伺いをさせていただきたいと思いますけれども、この和歌山県立博物館のように、地域の抱える課題、それをしっかりと解決に取り組む博物館、今後どのように支援をなさつていくのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○浮島委員 ありがとうございます。

この和歌山県立博物館の取組については、日本ではもちろん、世界初という取組でございました。このような好例、これをしっかりと支援するとともに、今大臣の方からも積極的支援というお言葉もいただきましたけれども、しっかりと支援に取り組んでいただきたいとお願いをさせていただきます。

また、様々な地域の課題に博物館が取り組むの実情や課題に応じて様々な設置形態の館が生まれておりますので、このような館の活力を、取り組んでいくべきであると私は考えています。例えば、先ほど尾身委員の方からお話をありました、森美術館もそうですし江ノ島水族館などもそうですが、京都を中心に関西エリヤで地域の文化財に触れる多彩なイベントも開催されました。私も参加をさせていただきましたが、本当に大変にすばらしい大会となりまして、大成功を収めることがでております。

このようにものを作つてやつているんすけれども、これを活用し、盲学校と連携して障害者の方々が鑑賞できる事業を開催するとともに、過疎地の抱える課題の解消に取り組んでおりまして、文部科学省では、博物館の登録制度について

<p>て、法人類型による制限をなくし、どのような法人であっても登録博物館となることができるようになるということござりますけれども、これは、法制上も民間の法人が設置する博物館の活動が正當に評価されることとなり、民間の活力、博物館による地域の課題解決に取り組んでいくと、一方で、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、博物館の利用者数がこれまでになく落ち込み、厳しい状態に置かれているのも現状でございます。</p> <p>そこで、この新型コロナウイルス感染症の感染の拡大、博物館にどのような影響があり、文化庁としてどのような支援を行っているのか、お聞かせいただきたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に対しては一定の対策が取られてきたところではありますけれども、経済的な打撃は、特に私立の博物館においては深刻であると現場からお声をいただいております。コロナ後の社会を考えたとき、博物館が有していった貴重な博物館資料が散逸してしまうような状況も起こり得ると懸念されています。一度失つてしまつたものを元に戻すのは至難の業だと思います。</p> <p>そこで、このコロナ後を見据えて、新たに登録の対象とする民間法人が設置する博物館について、予算措置や税制上の優遇措置など支援を今こそ拡大していくべきと考えますけれども、大臣のお考へを併せてお聞かせください。</p> <p>○末松国務大臣 昨年の文化庁の調査によりますと、新型コロナの感染拡大に伴いまして、九割以上の博物館が臨時休館となりました。外国人の観光客の急減と相まって、来場者が一時は五割近く減少するという事態になりました。</p> <p>このような状況を踏まえまして、文化庁では、累次の補正予算によりまして、日本博物館協会等が策定しました感染症対策ガイドラインに基づく、例えば消毒液やあるいはサーモグラフィーカ</p>
<p>メラ等の物品の整備であるとか、それと、オンラインショッピングの導入等の取組であるとか、あるいは資料のデジタルアーカイブ化など、博物館の再開、再生に向けた取組を行つたり、また、感染症対策を十分に実施した上で積極的に行う展覧会等の取組、またそのキャンセルに係る費用、先生からもいろいろな御要望をいただきました、この件につきまして、などの財政支援を行つてまいりました。</p> <p>今後とも、関係者の皆様方の声に耳を傾けながらの支援を行つてまいりたいと思います。</p> <p>また、博物館は、登録博物館となることによりまして、現在、一つには、信用や知名度の向上につながるということが一番大きいことであります。二つ目は、税制上の優遇措置や予算事業に関する支援、各種、税については優遇が受けられます。三つ目は、美術館の国家補償制度などの利用などをによりまして、法律上の優遇措置などの支援を受けることが可能でございます。</p> <p>本法案によりまして新たな登録の対象となります民間の博物館につきましても、登録に伴うインセンティブをできる限り措置できるように、全力を挙げて取り組んでいきたいと思います。</p> <p>○浮島委員 ありがとうございます。</p> <p>また、博物館は、私は教育にも大きな力を持つていると思っております。</p> <p>先ほども御紹介をさせていただいた、この触つて読み解く本でございますけれども、これができるたまきかけというのは、盲学校の生徒さんが博物館に視察に来られたそうです。そして、学芸員の方が説明をしようとしても、仏像はケースの中にある、触れない、そして、見れないでの、何をどう説明していいか分からぬで、自分が何を言つたか分からぬ間に視察が終わつてしまつた。</p>
<p>○菊田委員長 次に、菊田真紀子君。</p> <p>○菊田委員 おはようございます。立憲民主党の質問の機会をいただきまして、委員長を始め皆様の御配慮に感謝を申し上げます。</p> <p>今日は、文化芸術の保存、継承、創造、交流、発信を担ってきた博物館の位置づけや役割等を見直す博物館法の一部を改正する法律案を議題としました質疑ではありますが、文化振興にとって同じよう非常に意義のある、また、現在大きな節目を迎えております佐渡島の金山の世界文化遺産登録の問題についてまず取り上げさせていただきます。</p> <p>○末松国務大臣 菊田先生には、佐渡金山の世界文化遺産登録に向けて大変御努力いただいておりましたが、推薦に至るまで、政府部内、さらに与党の中、政治家同士のやり取りを通じて、どのような経緯があつたのか、大臣に伺いたいと存じます。</p> <p>○末松国務大臣 菊田先生には、佐渡金山の世界文化遺産登録に向けて大変御努力いただいておりますことに感謝を申し上げたいと存じます。</p> <p>佐渡金山につきましては、昨年十二月の二十八日に文化審議会から今年度の世界文化遺産候補として選定する旨の答申がなされました。</p> <p>内閣を改めて私もじと読ませていただきました。答申は、「佐渡島の金山」は、推薦書の提出までに、読み手にとってわかりやすい表現となるよう推薦書案の記述内容について一部修正すべきという課題はあるものの、全体として顕著な普遍的価値が認められると考えられ、かつ、構成資産は十分な保護措置を受けていることから、今年度推薦することが適当と思われる世界文化遺産の候補物件として、「佐渡島の金山」を選定する」というのが、十二月二十八日、昨年の文書でございました。</p>
<p>山の世界文化遺産登録に向けて、官民挙げて熱心な活動を続けてまいりました。私も、佐渡島の金山が顕著な普遍的価値を持つ日本が世界に誇る文化遺産であると確信をして、世界文化遺産登録に繰り授業を受けることもできたそうです。</p> <p>そして、盲学校の生徒さんは、そのレプリカ、仏像ができたときに、普通であれば手とかを触つたりしますけれども、必ず皆さんはそれを胸のところに一番初めて持つていくそ�です。それはなぜかというと、自分で見るのはなくして心で見るということで、その仏像を心にかざしてからいろんな議論を始めたということもお伺いをしました。</p> <p>こうして、障害の有無にかかわらず、教育に関しても私は重大な場所であると思いますので、どうかしっかりととした支援をしていただきますよう再度お願いをさせていただき、私の質問を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>○義家委員長 次に、菊田真紀子君。</p> <p>○菊田委員 おはようございます。立憲民主党の質問の機会をいただきまして、委員長を始め皆様の御配慮に感謝を申し上げます。</p> <p>今日は、文化芸術の保存、継承、創造、交流、発信を担ってきた博物館の位置づけや役割等を見直す博物館法の一部を改正する法律案を議題としました質疑ではありますが、文化振興にとって同じよう非常に意義のある、また、現在大きな節目を迎えております佐渡島の金山の世界文化遺産登録の問題についてまず取り上げさせていただきます。</p> <p>佐渡島の金山は、十七世紀における世界最大の金生産地であり、西欧の進出によつて世界中の鉱山で機械化が進む十六世紀から十九世紀にかけて、伝統的手工業による生産技術とそれに適した生産体制を各鉱山の特性に応じて深化、深くする意味での深化でございます、深化させた金生産システムを示す遺構であります。</p> <p>私の地元新潟県では、二十年前から佐渡島の金</p>

これに沿つたものでございまして、その後、政  
府におきまして、総合的な検討を行い、そして、  
本年二月一日の閣議了解を経まして、ユネスコに  
推薦書を提出をしたところでございます。

いろいろな動きがあった云々というお話をござ  
いますのですけれども、文化審議会、文化庁、文  
化庁の上、文科省、そういうたてつけになつてお  
りますので、私としては答申がされたときに  
は、積極的にこれを推薦したい、この案件を推薦  
したい、そういう形で動いておりましたけれど  
も、最終的には、總理、御判断をされた節はあつ  
たのではないかなどということを、そのように考え  
てございます。

○菊田委員 大臣、ありがとうございます。

しかし、一月の空白の間に具体的にどういうや  
り取りがあつたのか、経緯をつまびらかにしてい  
ただけなかつたのはちょっと残念でありますけれ  
ども、ユネスコへの推薦が行われたことは文化遺  
産登録に向けて大きな一步となつたことは間違  
りません。また、一連の騒動を報道が大きく取  
り上げたことにより、逆に登録に向けて全国民に  
佐渡島の金山のことを知つていただく機会にも  
なつたと思います。

○菊田委員 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、今回、イコモスの  
審査、勧告の後にユネスコ世界遺産委員会にお  
告が行われた上で、ユネスコ世界遺産委員会にお  
いて審議、決議が行われると承知をしています。

しかし、韓国は、佐渡島の金山の文化遺産登録

金山の文化遺産登録にどのような影響が出てくる  
と考えるのか、そして、日本政府はどう対応して  
いくのか、外務省伺います。

○曾根政府参考人 お答え申し上げます。

我が國としましては、佐渡島の金山の文化遺産  
としてのすばらしい価値がユネスコにおいて評価  
されますよう、韓国を含む関係国と冷静かつ丁寧  
な議論を行つてまいります。

内閣官房に設置された世界遺産登録に向けたタ  
スクフォースの下で、しつかり検討、取り組んで

いきたいと思っております。

また、韓国の尹次期政権との関係につきまして  
も、この佐渡島の金山の問題については冷静かつ  
丁寧な議論を行つてまいりたいというふうに考えて

おります。

○菊田委員 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、今回、イコモスの  
審査、勧告の後にユネスコ世界遺産委員会にお  
いて審議、決議が行われます。このユネスコ世界委  
員会は、日本を含む二十一か国が委員国となって  
います。韓国は委員国ではありません。また、二

十一か国の中にはロシアが含まれています。

そのため、文部科学省としては、関係自治体及  
び関係省庁と連携しまして、今後の審査にしつか  
り対応するとともに、佐渡島の金山の高い文化的  
価値の国内外への情報発信のために努力をいたし  
てまいりたいと思います。

加えて、内閣官房副長官補、外政担当でありま  
すが、の下に設置をされました世界遺産登録等に  
向かたタスクフォースに積極的に参画しまして、  
歴史的な経緯を含めた様々な議論に対応してまい  
りたいと思います。

いろいろな県史も今読み込んでいるところでござ  
りますが、精査をいたしてございます。まだまだ  
ハードルは高うございますけれども、よろしく御

指導のほどお願い申し上げます。

○菊田委員 ありがとうございます。

イナ情勢、これが佐渡島の金山の世界文化遺産登  
録に与える影響につきまして確たることを申し上  
げることには困難であるというふうに考えて  
いた。この度、韓国の大統領尹錫悦氏が就  
任することとなりました。尹氏は未来志向の韓日  
の姿勢からして、文化遺産登録に向けて韓国の方  
理解と賛同を得るのは非常に難しいものがありま  
す。

○曾根政府参考人 今委員お尋ねの現下のウクラ  
イナ情勢、これが佐渡島の金山の世界文化遺産登  
録に対する、世界遺産登録に向けて働きかけを行え  
る状況にあると考えているのか、外務省に伺いま  
す。

○菊田委員 ありがとうございます。

是非、機会がございましたら末松大臣にも直接  
お会いして、また御尽力を賜りたいというふうにお願い  
いたします。

お申しあげたいと思います。

それでは、佐渡島の金山につきましてはここま  
でとさせていただきます。外務省の答弁者の方  
は、どうぞ御退出ください。ありがとうございます。

関係を築いていきたいと発言をしており、この政  
権交代をきっかけとして、歴史問題で悪化してき  
た日韓関係が改善に向かうのではないかと期待す  
る声も聞こえてまいります。

尹氏の大統領就任によつて日韓関係が健全な関  
係を取り戻すことができるのか、また、佐渡島の  
金山の文化遺産登録にどのような影響が出てくる  
と考えるのか、そして、日本政府はどう対応して  
いくのか、外務省伺います。

○菊田委員 非常に困難な状況にあるということ  
は承知しておりますが、文化遺産登録に向けて可  
能な限りの外交努力を積み重ねていつていただき  
たいと要望したいと思います。

最後に、佐渡島の金山の世界文化遺産登録に向  
けて、文科省としてはこれからどのように取り組  
んでいくおつもりか、大臣にお伺いします。

○末松国務大臣 佐渡島金山の世界遺産登録に向  
けて、今後、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機  
関でございますイコモスによる審査が行われるこ  
とになります。今年の夏か冬頃の間にイコモスに  
よります審査、現地調査と書類審査がございま  
す、このイコモスによる審査が行われることにな  
りますが、佐渡島の金山の高い文化的価値を評価  
していただくことが何よりも重要であるという認  
識をいたしてございます。

このため、文部科学省としては、関係自治体及  
び関係省庁と連携しまして、今後の審査にしつか  
り対応するとともに、佐渡島の金山の高い文化的  
価値の国内外への情報発信のために努力をいたし  
てまいりたいと思います。

博物館法の制定から約七十年が経過し、博物館  
に求められる役割、機能も多様化、高度化する  
とともに、設置形態が多様化するなど、博物館を取  
り巻く状況は大きく変化しています。

また、国の博物館に関する事務につきまして  
は、文化庁の機能強化を契機に、二〇一八年から  
文化庁で一括して所管することとしたところでござ  
いまして、その後、文化審議会に博物館部会を設  
けまして、幅広い関係者から意見を聴取して議  
論し、昨年末に答申がまとめられたところでござ  
います。

今回の法案は、こうした答申を踏まえまして、  
博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正  
な運営を確保するため、法律の目的及び博物館の  
事業に関する規定の見直し、博物館登録制度の見  
直しなどを行うものでござります。

○菊田委員 文化審議会の中に博物館法部会とい  
うものが二〇一九年に設置をされて、じつくりと  
議論、準備をされてきたんだろうというふうに思  
いますが、ほぼ七十年ぶりの博物館法の本格改正  
でござります。残念ながら、課題として認識され  
て、いろいろな問題が幾つかあるよう

に思います。

お手元に資料を配付させていただきました。一枚

枚目を御覧ください。

文化審議会博物館部会の答申において、三点に

ついて、「その他の措置すべき事項と今後の課題」

と表記されています。一つ目が、「国立の博物館

を含む、すべての博物館の振興のための枠組み等

の制度整備についても今後検討」。二つ目は、

「学芸員制度は中長期的な課題として引き続き検

討。学芸員補は進学率向上等を踏まえ一部見直

し」。三つ目として、「保存・修理等の館種に応

じた様々な専門的職員の養成・資質向上のための

規定の整備、現職研修等の一層の充実」。

この三点のうち、二つ目の後半部分、「学芸員

補は進学率向上等を踏まえ一部見直し」と、三つ

目の「保存・修理等の館種に応じた様々な専門的

職員の養成・資質向上のための規定の整備、現職

研修等の一層の充実」、これは今回の法改正に盛

り込まれました。

しかし、国立の博物館の取扱いと学芸員制度に

ついては、今後の検討、中長期的な課題とされ、

今回の法改正には間に合いませんでした。この二

点で、どちらも博物館制度の根幹に関わる大事な論

点です。今回の法改正に向けて、時間をかけて準備

をしてきたというふうに思いますが、盛り込まれていませんことは残念に思います。

まず、積み残しの一つ目、国立博物館等の国立

館は登録対象制度の対象に含まれず、引き続き博

物館相当施設として位置づけられます。やはり博

物館といえど、まず想像するのは、国立科学博物

館や東京国立博物館といった国立博物館になるの

ではないでしょうか。今回の法改正で促進されることとなる博物館同士の連携を行うネットワークの形成にも、国立の博物館が中核的な役割を果たす。

一番ガンなのは学芸員、普通の観光マインドが

全くない、この連中を一掃しないと、こんなふう

に発言した大臣が過去にいらっしゃいました。か

なり行き過ぎた乱暴な表現ではないかと思います

が、博物館の振興、ひいては文化財の振興を図つ

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、これは七十年ぶりの大き

な改正でございまして、いろいろな課題があります。

それについて文化審議会でもいろいろと議

論を深めていただきまして、今御紹介いただいた

ようないいろいろな課題というのが、まだ残ってい

るものもございます。

御案内とのおり、国立博物館のことにつきまし

ては、その設置及び運営に関する事項は、現在、

独立行政法人の個別法などにおいて定められて

いるということございまして、本法案では、博物

館における登録制度の対象として国立は含まれない

ということとされているところでございます。

あと、学芸員の方の形につきましても、制度に

つきましても、実際にこれ、今求められている

資質、能力、あるいはその養成等々につきまし

て、まだまだいろいろな課題がありますというこ

とで、そこについて更に深く検討していく必要が

あるということが文化審議会でも御議論されてお

りますので、私どももそれに、これから更に、

関係者の皆さんからいろいろな声、意見を聞きな

がら、しっかりと対応していくふうに考

えているところでございます。

○菊田委員 少しうがつた表現をすれば、それぞ

れの省庁が所管していた施設に対して文化庁が制

度整備を行うことに、縦割りの弊害から来る難し

さもあるのかもしれません、二〇一八年の文部

科学省設置法の改正で文化庁は機能強化されてい

れた学芸員制度について、この調査報告

書によりますと、常勤職員が減少傾向にある中、

非常勤職員は増加傾向にあり、職員不足を課題と

見て捉えている博物館は七三・二%にも上っています。日本の博物館総合調査報告書によると、学芸業務の担当職員を研修したり参加させたりしているのは半数の博物館にとどまっており、職員の資質や能力の向上が十分に図られていない状態が努力義務となることから、職員の資質や能力の向上がより一層求められることになります。

しかし、公益社団法人の日本博物館協会による日本の博物館総合調査報告書によると、学芸業務の担当職員を研修したり参加させたりしていっているところでも、文化庁におきましては、ますます多くの博物館、地域で存在しているといいます。そこで、本改正の中にもその条項、努力義務を新たな機能をそれぞれ担当する専門家ですか、館種ごとの特殊性に対応するための専門家、さらには広報、PR、デジタル化、ファンドレーベなどの様々な人材が求められているということを強く認識しております。

学芸員はもとより、保存、収集、展示等の基本的な機能をそれぞれ担当する専門家ですか、館種ごとの特殊性に対応するための専門家、さらには広報、PR、デジタル化、ファンドレーベなどの様々な人材が求められているということを強く認識しております。

他方で、今委員から御指摘のあつたとおり、様々な問題が各博物館、地域で存在しているといふこともまたこれは承知しております。

こうした中で、文化庁におきましては、ますます多くの博物館、地域で存在しているといふこともまたこれは承知しております。

我が党の部会のヒアリングで有識者にお話を伺ったところ、今の学芸員や文化財関係職員の公募は、ほとんどが単年度雇用の会計年度任用職員であり、学芸員業務にそぐわない安い給料であつたり、あるいは不安定雇用にすることから、職員の意欲が低下をし、有能な人材が逃げていく状態に陥っていて、研究、実践上の魅力に併せて待遇面の魅力もなければ有為な人材は集まらないといふ、このような御指摘がありました。

文化審議会博物館部会の答申において、学芸員制度は中長期的な課題として引き続き検討とされていますが、それぞれの博物館にとって、職員の資質、能力向上と、職員不足、職員の確保は密接なる役割が多様化、高度化していることを踏まえ、

設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するという今回の法改正の趣旨は私もよく理解しております。

しかし、じつくりと時間をかけて準備してきたにもかかわらず、国立博物館を含んだ枠組みの整備や学芸員制度といった重要な課題が積み残してしまっているため、博物館制度については、より難しい課題に対する更なる議論がこれから必要になってくることになります。

文部科学大臣として、今ほど私が幾つか指摘をさせていただきましたが、積み残された課題に対してどう取り組んでいくおつもりなのか、所見を伺います。

○末松国務大臣 先生から大変難しい御指摘をいたいたと思います。

昨年、文化審議会が取りまとめた答申では、博物館の目的や事業内容、登録制度の見直し等、改正の方向性の結論を示していただきまして、本法案に反映をしているところでございます。その一方で、国立の博物館を含む全ての博物館振興のための枠組みや、今先生御指摘ありました学芸員制度の在り方、様々な専門的職員、例えば、修復に当たられる方であるとか、あるいは教育をしていただける方も、実際、専門的職員だと思います。こういった方々の養成、資質の向上につきましては、更なる議論が必要なものとして、引き続き検討しているということが提言をされておりまします。学芸員制度につきましても、恐らく、間違つていたらあればすけれども、一種、二種とか階層的な問題が議論されたのかもしれません。今回はそれが入っておりません。こういったこともあって慎重に議論すべきであるというような話になつているやに伺つてございます。

これらの問題について、今後、引き続き、文化審議会博物館部会において審議を進めまして、一定の方向性を得るべくしっかりと取り組んでいきたいと思います。

菊田先生御指摘のとおり、博物館はやはり質の向上を図つていくという、全体的に、これは職員の方も、今先生御指摘あったように非常勤の方が多い、あるいは、職員も半分程度しか派遣して研修に行かせていないというような御指摘もありましたので、こういう点はやはりしっかりと、行政側がそのことを念頭に置きながら、常に施策を見直していくとすることが大事かと思います。

当然、裏づけになる財源も必要かと思います。いろいろなところでは、クラウドファンディングとかいろいろな工夫をなさつてあるようあります。できるだけの努力は続けたいと思います。

○菊田委員 次に、博物館の経営状況について伺つていきたいと思います。

日本の博物館総合調査報告書によりますと、博物館の課題として、財政面で厳しいという設問に對して、当てはまる、まあ当てはまると答えた博物館は七九%にも上ります。

○菊田委員 お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

博物館の資料を購入する予算がなかつた、つまり予算がゼロだと答えた博物館は六〇・五%と、約六割の博物館が資料を購入する予算がゼロであると回答しています。実際には寄贈や寄附によって資料収集に努めておられると思いますが、六割の博物館が資料購入予算ゼロというのは、なかなか衝撃的な数字だと思います。

回答を得られた博物館の平均値では、総収入は九千二十六万円、総支出は一億五百六十万円と、この数字を見ますとやや赤字かという印象を受けます。ですが、この数字は平均値ですので、一部の規模の大きい博物館の数値が平均値を押し上げてしまっています。

そこで、中央値、データを大きい順に並べたところを見ると、平均的な規模の博物館の状況が分かると思いますので、中央値を見てみますと、総収入は千三百六十万円、総支出が二千九百六十五万円となつていて、収入が支出の半分にも満たないという状況となつていています。収入で賄

えない部分は、設置者等からの補填を受けているものと考えられます。

さらに、コロナ禍において、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が繰り返し発令された際には、多くの博物館が休館されたと伺っています。オンライン環境等を利用した情報発信に新たに取り組んだ博物館もありませんが、入场料が減少した上に、感染予防対策のためのコストが増加したことでも、更に経営的に打撃を受けた博物館も少なくなりと想われます。

このように、多くの博物館が厳しい財政状況に陥つてゐると思われますが、博物館の経営状況について、文化庁の見解を伺いたいと思います。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

日本博物館協会の調査によりますと、先ほど委員から御指摘ございましたとおり、多くの博物館が財政状況に課題を感じているという厳しい状況にあるというふうに認識しております。

また、一部の地方や一部の館では、コロナ禍で入館料収入が減る中でも、新たな課題への対応で

すとか経営基盤の強化のために、クラウドファンディングなどを通じて寄附金などの自己収入を上げるなど、様々な努力を行つている博物館も見られるところでございます。

ただし、全体としましては、現在、特にコロナ禍の影響によりまして、博物館の入館者数が減少しておりますので、多くの博物館において厳しい財政状況が続いている、このように認識しております。

○菊田委員 先ほど申し上げましたように、博物館の資料を購入する予算がなかつた、つまり、予算がゼロだと答えた博物館は六〇%ですから、もう少し深刻にこの厳しい状況を認識していただきたいというふうに思います。

今回の法改正で、博物館の事業に博物館資料のデジタルアーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことを努力義務

とすることとされています。

今ほど申し上げましたように、財政状況が既に厳しい博物館では、このよくな事業に取り組む余裕があるのでしょうか。今回の法改正による業務の追加に博物館が対応できるとお考えなのか、文化庁に伺います。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

財政状況の厳しさにつきましては、国、地域、各博物館、それぞれ抱えている課題ではございませんが、それから博物館が文化観光や町づくりなど地域や社会の課題に対応していくことにあります。

もちろん、これまで抱えていた課題ではございませんが、それから博物館が地域住民からの信頼、それから支援を得まして、ひいてはその活動に対する支援を充実させていくといつ、こういう大きな流れをつくっていくことは重要であると考えております。

各博物館がどのような事業を行うかは設置者や各館の判断も大きいところでございますけれども、文化庁といたしましては、それぞれの博物館がその強みを生かして地域の活力向上に寄与することができます。

各博物館がどのよう事業を行なうかは設置者や各館の判断も大きいところでございますけれども、文化庁といたしましては、それぞれの博物館がその強みを生かして地域の活力向上に寄与することができます。

肝要だ、このように考えております。

○菊田委員 杉浦さん、今回、博物館機能強化推進事業という新しい補助金が新設されたんですね。

新しい補助金を設けるということは、昨今の国の予算、大変厳しい予算折衝の状況の中での評価としては、文化庁はよく頑張られたというふうに評価したいと思うんですよ。そういうことは答弁の中でもアピールすればいいじゃないですか。どうぞ。

○杉浦政府参考人 申し訳ございません。答弁申し上げます。

菊田先生おつしやるとおりでございまして、そうした新しい、努力するとこに、あるいはネットワークをつくったり新しい取組をするところに予算事業を、この度、令和四年度から実施したいということで今進めているところでございます。

文化庁としましては、こういうような形で、一生懸命頑張つていろいろなところにしっかり応援すると

いう形を通じまして博物館を、また、この法改正を先生方に是非お認めいただきまして、これを機に博物館が更によくなつていくよう頑張つてしまりたいと思つておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○菊田委員 杉浦さん、謙虚過ぎますね。もう少しアピールしてください。

しかし、今後更に多額の予算が必要となる博物館が増加していくことが予想されるんですね。なぜなら、施設の老朽化への対応に多くの博物館が迫られているからです。

博物館が多く開館されたタイミングが、これまで二回あります。一回目が昭和四十年代、二回目が平成元年頃です。日本の博物館総合調査によりますと、昭和四十年代に全体の二一・四%、平成元年頃に一四・六%の博物館が開館しました。一回目は、昭和四十三年の明治百年記念事業が行われたことによるもので、博物館が多く開館し、このとき、国立歴史博物館も建設されました。二回目は、竹下元首相のふるさと創生事業で各市区町村に対し地域振興のために交付した一億円を活用して、博物館も多く開館することとなりました。

明治百年から既に五十年以上が経過し、ふるさと創生事業からも三十年以上が経過したこと、当時次々に開館した博物館は老朽化が相当進んでおります。施設、建物の老朽化を課題として掲げた博物館の割合は七五・二%にも上っています。ただでさえ厳しい財政状況の博物館が多い中、施設の老朽化への対応は難しいものがあり、まだ博物館に時代に即した役割を求める今回の法改正の方向性に異論を挟むものではありませんが、既に経営が青筋吐息の状況で施設の老朽化対応もまことに、用途の変更や廃止と回答している博物館も出てきています。

割合としては多くないものの、博物館の今後の方針として、用途の変更や廃止と回答している博物館も出てきています。

博物館に時代に即した役割を求める今回の法改正の方向性に異論を挟むものではありませんが、既に経営が青筋吐息の状況で施設の老朽化対応もまことに、用途の変更や廃止と回答している博物館も出てきています。

博物館が持続的に存続できるとお考えのか、支援の枠組みを更に拡充していく考え方がある

のか、これは大臣にお伺いします。

○末松国務大臣

公立の登録博物館に対しましては、地

方分権の観点から、平成八年にて一般財源化されおりまして、交付税措置ですね、交付税で対応していく、こうしております。御指摘の老朽化

への支援につきましては、このような経緯を踏まえて考えていく必要があるというふうに認識をしております。

大変ですかけれども、もとより、博物館の経営とか活動をどのように維持発展させるかにつきましては、それぞれの設置者さんが、館や、あるいは館の特性であるとか地域の実情を踏まえまして創意工夫をしていくべきものであるというように認識はしております。

文化庁として、創意工夫を生かした取組に追加的な支援を行うことが肝要であります。本法案成立後は、様々な予算事業を通じて、全国各地の博物館の更なる振興に努めてまいりたいと思います。

す。

先ほど先生が文化庁の次長の杉浦さんに、もつと宣伝しなさいと言つた予算でも四億ちょっとでござりますので、それを、全部を全国津々浦々に届けるような、そういう金額ではないと思っております。

地元の私の神戸市でも、動物園と水族館を建て替えるということがあります。それで、まあ、千百円がすごい金額に上がつてしまふんじながら運営をいたしてございます。

博物館が本当にこれからも永続的に、持続的に存続していくかどうか、実は、厳しい様々な課題、財政的にもですね、老朽化の問題も含め、職員不足の問題も含め、共有させていただきました。

とりわけ小さな博物館はなおのこと苦しい状況

にありますので、どうか是非注視をしていただけます。

一方で、具体的にどのような資質、能力を持つた者を博物館の館長にするかは、館の目的や特性、地域の実情等を踏まえまして、それぞれの設置者が判断することにはなってございます。

本改正案では、国や都道府県が館長に必要な研

修を行うこと新たに定めておりまして、新任の館長への研修により、その資質の向上に一層努力をまいりたいと思います。

これも資料をつけさせていただきました。三枚

博物館の館長の職歴は、行政職員出身から、芸術系職員、大学教員や研究機関の研究者、小中高等学校の教員から民間人材まで多岐にわたっています。その中でも、行政職員出身者が三七・五%と全体の三分の一以上を占め、二七・五%の学芸系職員を超えている状況にあります。

行政職員出身の博物館の館長の中にも、館長としてすばらしい御活躍、功績を残されている方もいらっしゃると思いますが、行政職員時代に、博物館の事業と余り関わりのない、いわば畠違いの分野で長年勤務されてきた方の場合、どうしてもお持ちでない方もいらっしゃるのではないかと思われます。

す。

博物館の事業と業務に対し十分な見識、知識をお持ちでない方もいらっしゃるのではないかと思われます。

博物館を取り巻く運営環境が非常に厳しい中、求められる多様な役割を果たしていくためには、やはり館長が担うべき役割も一層重要化していることは間違ひありません。我が党のヒアリングでは、博物館の館長の専門職化がいずれは望ましいのではないかと御発言された有識者もいらっしゃいました。

館長職の専門職化を含む館長への人材登用の在り方と、館長の能力、資質向上にどう取り組んでいくのか、文科大臣に伺います。

○末松国務大臣 菊田先生にお答え申し上げます。

○義家委員長

次に、荒井優君。

○荒井委員

立憲民主党の荒井優でございます。

僕は、この文科委員会にどうしても所属したくて国会議員になりました。といいますのも、今、与野党を通じて唯一の校長出身の国会議員になり

ます。五年間、学校教育を通じて行つてきました。日本は、日本の教育をもつとよくすることができるんじゃないいか、そのためには、文科委員会に所属しながら、是非、大臣や文科省の皆さん、そして委員の皆さんといいろいろな質疑を通じることで、必ずよくすることができるというふうに信じて、今回、国會議員になりましたので、大変、今日、お話をさせていただきのを楽しみにしておりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、社会教育における博物館法の改正とう形になります。私がやつてきていた学校というのは、これは学校教育になりますが、文科省の大変大きな役割の中には、当然、社会教育というものがございます。

少し思い描いていただきたいんですけども、長方形の形を思い描いていただきて、縦の短いところを〇から二十四、約二十四時間だと思つていただき、横を百、今人生百年ですから、百年だと思つていただいたときに、これが人の生きる時間の面積だというふうにしたときに、文科省の提供する学校教育を受ける時間というのは、受ける面積というのは、決してそう大きくなことがお分かりいただけかるかと思ひます。六歳に小学校に入つて大学や大学院を卒業するまで、二十二歳、二十四歳までの横幅ですし、縦も、二十四時間、学校に行つているわけではありません。

一方、社会教育というのは、逆に言うと、それ以外全てが、まさに社会教育に値することになります。今日も、さきの先生方からも、学校教育においてもまさに博物館等を活用すると。つまり、学校教育においても社会教育との接続という的是今大変重要なことですので、実際、社会教育というの是非常に重要な政策なんだというふうに理解しております。

実際、私が社会教育の大切さに触れたのは一年前の東日本大震災のときでして、この東日本大震災のときにたくさんの仮設住宅ができましたけれども、その仮設住宅を、いろんな支援活動を当

民間企業に勤めていましたが、約四十億円寄附をいただきまして、復興支援のための公益財團法人を設立し、その専務理事をしていましたので、その活動を通じて様々な避難所を回る中、避難所の皆さんのが集まる場所の運営というのが大変に重要なんだなということをすごく痛感しましたときには、ある方から、荒井君、それはまさに公民館そのものなんだよというふうに言われたんですね。その当時、公民館について僕は全く知見もありませんでしたが、そのときにいろいろ勉強させてもらったのは、公民館も、これも、今日の博物館法とは違う、社会教育にまつわる法律にはなりますが、この公民館というのも、戦後に日本の、特に当時の文部省の寺中課長が、まさにこれから日本の一民主主義を学ぶための場所が必要なんだ、そういう強い思いで公民館をつくつたりしたんだというふうに伺いました。

と勉強しました。  
先ほど菊田先生からの御質問にもありました  
が、博物館法と言われて最初に思ったのは、まさ  
に東博とか九博、東京の国立博物館とか九州の国  
立博物館。こういった博物館、ああ、行つたこと  
あるな、こういうことに関わるんだな、そんなふ  
うに思いましたけれども、よくよく知つていなく  
と、まさに、この国立の、独立行政法人の大きな  
博物館に関しては、この博物館法の所管外なん  
だ、射程外なんだということを知つて、最初正  
直すごくびっくりしました。そういうたてつけな  
んだな、こんなにも違うんだ、私たちが知つてい  
る博物館と今回言つてある博物館法というのはそ  
こに違ひがあるんだなと。  
違いでいえば、博物館というこの博物館法の中  
に含まれる施設のことにつきましても、動物園や  
水族館、先ほども、大臣も水族館のお話をされて  
いましたが、動物園や水族館もこれは博物館法と  
いう博物館の中の施設なんだなと。もちろん行き  
ましたけれども、博物館に行つているというイメ  
ージは私はありません。利用者にも多くないと  
思うんですね。ひょっとしたら、施設を運営され  
ている方々だって、動物園や水族館の皆さんも、  
博物館法に基づいてということを意識されている  
方はどれぐらいいらっしゃるのだろうかというふ  
うにも思います。  
まず、文化庁にお伺いしますが、そもそも、どう  
うして、先ほど菊田先生の問い合わせもありました  
が、改めて、この博物館法というものの中に、例  
えば、大きな独立行政法人が運営する博物館、國  
立博物館が含まれないので、それについて教えて  
ください。  
○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。  
国立の博物館についての設置及び運営に関する  
事項は、現在、独立行政法人の個別法などにおいて  
定められているところでございます。

元々、委員御指摘のとおり、先ほど御紹介ありましたとおり、博物館法は、戦後すぐに作られたときからですけれども、地方の博物館の振興ということを中心にはまず組み立てられておりまして、そこから始まっていることもあります。

文化審議会の方でも、この点について今後どうするのかということでいろいろ御議論をしていただいております。

昨年出されました文化審議会の答申では、国立の博物館については、実務上は、博物館法の登録の対象とする必要性が必ずしもないと考えられるというふうに提言されたところでございまして、この法案では、博物館法における登録制度の対象として国立は含まれない、こういうような形の整理となつたところでございます。

法律としてはこののような整理とはなるんですけども、いざにせよ、文化庁としては、今後とも、博物館法に基づく公立及び私立の博物館の振興とともに、ナショナルセンターとしての国立の博物館の機能充実、これをしっかりと応援していくたい、図つていただきたいと考えております。

○荒井委員 ありがとうございます。

いわゆる文科省における博物館に関連する予算というのはいかがなんでしょうか。これは、博物館法、独立法全て含めて、イメージでは、博物館に関するものは、でも多くの予算是やはりまさに国立に使われていて、国立のためにあって、今回議論されている博物館法に所管するその射程に入っている博物館に関しては予算が非常に少ないんじゃないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

公立及び私立の博物館の設置及び運営に係る経費は、その設置者がそれぞれ措置しているというふうなものとされておりまして、その上で、文化庁におきましては、公立及び私立の博物館の事業の振興に係る補助金、委託費等として、令和四年度予算案で約二十六億三千万円、これを計上しております。二十六億三千万円を計上しております。



たものを施設として把握されている、こういう整理でございます。

そういうことでございますので、博物館類似施設が登録博物館になるということに関しましては、おつしやるとおり、現在、メリットとして、信用や知名度の向上が期待できるとか、税制上の優遇措置を受けたり、予算による支援を受けるとか、あるいは美術品の場合は、国家補償制度の利用などによって、いろいろな優遇措置を受ければまるで、こういったことで美術品の企画展をやりやすくなるとか、こういったようなメリットが出てくるものでございます。

こういったメリットを生かしていただきながら、文化庁としても、登録博物館への登録を促していきたいと思っておりますけれども、まずは、

第一に、各博物館のそれぞの運営の仕方、考え方、そして、設置者の考え方というのは大切でございますので、そういったものをしっかりと踏まえながら、その館に一番いいやり方というのを考えいくということが大切だと思います。

○荒井委員 ありがとうございます。

札幌市の担当の人とも電話でお話をしました。札幌市は北海道から、道から業務を委託を受けていて、登録業務に関しては札幌市で行いますということでした。北海道の教育委員会の担当の方に聞いたところ、北海道全体には約七十ほどの登録館がありますので、その七十ほどの登録館に關しての再登録を行うのは自分のところでやりますということをおつしやっていた、札幌市以外の部分ですね。それが、札幌市を抜くと約五十館とあります。それで、札幌市を抜くと約五十館といふふうに聞いた気がしますけれども。しかも五年の間に五十館を再登録をしなければいけないんですよというお話をでした。

そうすると、一年に十の施設の再登録を北海道の教育委員会は受けているということですね。詳しい人数、何人でこういった登録業務をされてきたのか、詳しくは聞いていません。ただ、七十年間、余り動かなかつた法律ですので、そんなに多くの人がそこにいたとは思いません。また、これから五年の間に、北海道の教育も大変厳しい財政ですので、このために人が加配されるのかどうかといふことでも大変不安だつたりもします。でも、まさに、きっと日本全国で、各都道府県の教育委員会が、つまり、新たに登録をする、その登録するインセンティブをつけなければいけないか、あるいは美術品の場合は、国家補償制度の利用などで、今度審査をしなければいけないところが負荷が大変かかっていく。しかも、これは第三者委員会というか有識者の会議で、それを認めるかどうかという会議も開くことも含めて、多くの方が関わってていくわけですが、まさに、例えば各自治体等の教育委員会に対して、何らかサポートする等、文化庁にお考えはあるのでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、これから五年以内に登録審査を受け直すという形で進めていくわけございますけれども、改正後の登録要件というのは、現在も登録要件というのはありますけれども、それとは異なるような形となりますので、新しい登録制度に向けまして、しっかりと基準とか進め方、事務の進め方等々について準備をしっかりとすることが必要がございます。

北海道だけでなく、いろんな地方でも同じように、やはりどういうふうにやればいいのかといふことで悩むと思いますので、我々もしっかりと協議を重ねていきたいと思います。

そういうことで、今回の法律の中でも、附則の方ですけれども、施行日から五年間の移行期間とくに登録審査ができるよう、しっかりと協議を重ねてまいります。それで、学芸員の資格を持つて大学を卒業される方はたくさんいるんですけれども、でも、実際、多くは結構大きな作業でございますので、大変、これが結構大きな作業でございます。それで、日本ではいかがなんでしょうか。実は、学芸員の資格を持つて大学を卒業される方がたくさんいるんですけれども、でも、実際、それは結構大きな作業でございますので、大変、これが結構大きな作業でございます。それで、日本ではいかがなんでしょうか。そこまでして、そういうふうに認めていただければ、おまけにしても、現場をしっかり見ながら、しっかりとこの対応をしていきたいと

いうふうに考えております。

○荒井委員 是非、教育委員会の声を聞きながら、できるだけ、多分、五年目に一気にどんどん実際は登録業務が来るんじやないかという気がいたしますので、なるべく早くに再登録をすることを

まず既存の登録館に促すこと、そして、新たに登録をしたいところに関しても早めにするインセンティブをつくること、すごく大事なのではないかというふうに思っております。続けて、学芸員のことにつきまして伺いたいと思います。先ほども、浮島先生だったと思いまして、も、学芸員のことについてお話があつたかと思ひます。

そもそも、学芸員という名称についても僕は個人的に疑問で、海外だとキュレーターとか、いろんな呼び方があります。学芸員といふのは、本当にちょっと、これは社会的に、地位や、そして周囲からの尊敬も大変ある役職であるにもかかわらず、日本ではどうも学芸員といふ職業がしっかりと認知されていなさ過ぎるんじやないかというふうに思っております。

例えば、イギリスの大英博物館では日本人のキュレーターがお一人いらっしゃるというふうに伺っていますが、その方は大変イギリスの中でも尊敬されていて、そういう、まさに文化を象徴する人がまさにこのキュレーター、学芸員であるわけですが、日本ではいかがなんでしょうか。

実は、学芸員の資格を持つて大学を卒業される方はたくさんいるんですけれども、でも、実際、多くは結構大きな作業でございますので、大変、これが結構大きな作業でございます。それで、日本ではいかがなんでしょうか。そこまでして、そういうふうに認めていただければ、おまけにしても、現場を

しっかりとこの連携も始まりますと、地域社会とのつながりという意味で、いろんな意味の大変海外では尊敬される対象になるわけですけれども、どうも日本の、特に、なぜだか分かりません、文科省の所管の社会教育法に入っているところの大変重要なお仕事に関して、社会全体の認知が低いのではないかというふうに思っています。

法における図書司書、海外ではライブラリアンといふふうに言われているこの図書司書の皆さんも大変海外では尊敬される対象になるわけですけれども、どうも日本の、特に、なぜだか分かりません、文科省の所管の社会教育法に入っているところの大変重要なお仕事に関して、社会全体の認知が低いのではないかというふうに思っています。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、学芸員は博物館の中核的な役割を担う専門的職員でございます。資料の収集、保管、展示、教育、調査研究という専門的なことをしっかりとやつていかなければなりませんし、この法律で文化施設として位置づけられます。

〔委員長退席、根本(幸)委員長代理着席〕

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、学芸員は博物館の中核的な役割を担う専門的職員でございます。資料の収集、保管、展示、教育、調査研究という専門的なことをしっかりとやつていかなければなりませんし、この法律で文化施設として位置づけられます。

委員御指摘のとおり、学芸員は博物館の中核的な役割を担う専門的職員でございます。資料の収集、保管、展示、教育、調査研究という専門的なことをしっかりとやつていかなければなりませんし、この法律で文化施設として位置づけられます。

そういうことで、今回の法律の中でも、附則の方ですけれども、施行日から五年間の移行期間とくに登録審査ができるよう、しっかりと協議を重ねてまいります。それで、学芸員の資格を持つて大学を卒業される方はたくさんいるんですけれども、でも、実際、多くは結構大きな作業でございますので、大変、これが結構大きな作業でございます。それで、日本ではいかがなんでしょうか。そこまでして、そういうふうに認めていただけば、おまけにしても、現場を

しっかりとこの連携も始まりますと、地域社会とのつながりという意味で、いろんな意味の大変海外では尊敬される対象になるわけですけれども、どうも日本の、特に、なぜだか分かりません、文科省の所管の社会教育法に入っているところの大変重要なお仕事に関して、社会全体の認知が低いのではないかというふうに思っています。

法における図書司書、海外ではライブラリアンといふふうに言われているこの図書司書の皆さんも大変海外では尊敬される対象になるわけですけれども、どうも日本の、特に、なぜだか分かりません、文科省の所管の社会教育法に入っているところの大変重要なお仕事に関して、社会全体の認知が低いのではないかというふうに思っています。

たことをやつてはいるところでございまして、こういったいろいろな施策を通じながら機運を醸成して待遇の改善へとつなげていきたい、このように考えております。

○荒井委員 今回のこの博物館法の改正の質問をさせていただくて、文化審議会の資料をいろいろと拝見いたしました。その中で一つ、大変ユニークなというか面白い、面白いというか思いのこもった資料が、小規模ミュージアムネットワーク、小さいとコネットというところの高田みちよさんが書かれた資料がありました。

小さな博物館、本当に、全ての博物館に学芸員が一人いるかいなかというものが今現状ですが、そういった小さな博物館が、まさに小規模博物館の反乱みたいな、フラットなネットワークの博物館組織をつくつたらどうか、そんな提言から始まつて、日本全国の小さな博物館の主に学芸員や、ただ、文科省の方もいらっしゃったり、各自治体の方もいらっしゃったり、大学の先生もいらっしゃって、そういう方々が含まれたメーリングリストでいろんな情報交換をされていりまつた。本当に皆さん、僕もそこに、つい先日登録をさせていただいたばかりですけれども、こうやって学芸員の皆さん、何とか必死にいろんな情報を取りながら、そして連携をしながら、まさに民でネットワークを設立しているわけですね。

本当に皆さん、僕もそこに、つい先日登録をさせていただいたばかりですけれども、こうやって学芸員の皆さん、何とか必死にいろんな情報を取りながら、そして連携をしながら、まさに民でネットワークを設立しているわけですね。

まさに、こういう中、是非、学芸員の皆さん思いや、そして気持ちをしっかりと取りながら、よりいい博物館、そして施策を、是非、文科省、文化庁、そして国全体を挙げて、社会教育の充実を図つていっていただきたいと思います。そのときの中核はやはり学芸員の皆さんになりますので、是非、この学芸員の方々の地位向上、これに関しましてはしっかりとやつていていただきたいというふうに思つております。

さて、残り五分になりましたので、是非、末松文科大臣に、一応、今日、博物館法についていろいろと僕も質問させていただきました。もつと

もっと魅力的なものになるはずなんじゃないかと、いうふうに思つています。

七十年間、なぜ七十年間博物館法というものができる改善へとつなげていきたい、このように考えております。

○末松委員 七十年間、なぜ七十年間博物館法が改正されたのかということの

方が問い合わせては正しいような気がしますが。

そのうちの一つには、やはり東京オリンピックがあつたんじゃないかという話をされる方がいました。東京オリンピックでたくさんの世界中から方々がいらっしゃって、当然、先ほども尾身先生のお話もありましたが、いろんな知らない土地に行つたときに、各地の博物館や美術館に行つて文化や芸術を知るということがたくさん行われるわけですね。その世界中の人が来たときに、博物館、美術館を整備しておいた方がいいんじゃないか、そういう機運があつたんじゃないかな。

その中に、二〇一九年のICOMの誘致も一つトリガーになつて、ICOMを誘致することによつて博物館そのものをよりしっかりと盛り上げていこうという機運が盛り上がつたんだというふうに思ひます。

今回、博物館法に関しましては、まさに、元々登録数、登録館が少なかつたものをもつと横に広げよう、類似まで含めてもつと増やしていくこと

と。ただ、正直、今日の質疑でもあります、YOSAKOIソーラン祭りの実行委員長もお務めになられたということで、いろんな御経歴をお持ちで、今日、国会に籍を置かれました。そういった人生観からも、先生、いろんな御質問、御

意見をいただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、七十年ぶりということでのこの答弁書には書いていないんですけれども、オリンピックが契機というのは、私もやはり、この

意見をいただきまして、ありがとうございます。

また、令和四年度予算におきまして、新たに、多様な博物館同士のネットワークの形成によります。

これらの取組を通じまして、各地の博物館として社会的、地域的な課題解決に貢献する先進的な取組を支援することとしております。

これらの取組を通じまして、各地の博物館相互の連携体制が構築されまして、企画への協力や資料の貸出し、職員の研修、交流など、創意工夫した取組がなされるように、これは文部科学省としても全力で取り組んでまいりたい、そのように思つてございます。

先生、いろんな資料に目を通していただいて

ますけれども、やはり、つながり、地域の連携が大事なので、例えば、高知城の歴史博物館なんかは、県内の小さな博物館がありますから、そこと連携しながら、自宅を片づけるときにいろいろな古

中で校長出身は僕だけだというふうに申し上げましたが、学芸員出身の方が僕が調べる中でお一人いらっしゃいますし、堀内大臣が学芸員御出身なんです。しかも、フジヤマミュージアムというミュージアムの館長もされていたということですね。

こういう学芸員御出身の、しかも、オリンピックを担当されている大臣、まさにオリンピックはレガシーといつものをつくっていくことが大切だと思いますが、やはり今回、東京オリンピックは終わりましたけれども、是非、今後もこの博物館を振興していく中に、例えば、そういった学芸員に関する、博物館に関して思いのある方を中心

に、やはり博物館振興法みたいなことを作つてください。

あらゆる問題をやはり抱えておりますし、とても黒字経営ができるよう美術館じやございません。どうしていいかということについては、類似施設、特に中心に、これから大きな課題として残つたと思います。

答弁ですけれども、国際博物館会議、ICOMの京都大会では、文化をつなぐミュージアムとして、效多くの、様々な博物館同士が互いに連携協力をしまして、地域や社会の課題解決等を図つてくと、いうことが理念の根底で決議をされたものであります。

これを踏まえまして、今回の法案では、博物館同士が連携協力するとともに、地域の教育機関や民間団体などと連携協力し、地域の活力の向上に努めることを新たに規定することとしております。

また、令和四年度予算におきまして、新たに、多様な博物館同士のネットワークの形成によります。

これまで、地域の教育機関や民間団体などと連携協力し、地域の活力の向上に努めることを新たに規定することとしております。

また、令和四年度予算におきまして、新たに、多様な博物館同士のネットワークの形成によります。

これらの取組を通じまして、各地の博物館として社会的、地域的な課題解決に貢献する先進的な取組を支援することとしております。

これらの取組を通じまして、各地の博物館相互の連携体制が構築されまして、企画への協力や資料の貸出し、職員の研修、交流など、創意工夫した取組がなされるように、これは文部科学省としても全力で取り組んでまいりたい、そのように思つてございます。

先生、いろいろと調べますか。いかがでしょうか。

私の知り合いも、随分、備前焼をたくさん集め

たり、小さな絵画を集めています、先代の社長が。しかし、それを処分もできぬし、どうし

だ、この振興法に関しては、博物館法が元々議員立法だったことも捉えて、やはりこれは議員立法によってやることが望ましいんじゃないかな。

そんなことも考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、いろいろと調べますか。国会議員の

長が。

そして、先生は、博物館振興法を作つてはどうかという話がありました。

私は、この振興法に関しては、博物館法が元々議員立法だったことも捉えて、やはりこれは議員立法によってやることが望ましいんじゃないかな。

文科大臣に、一応、今日、博物館法についていろいろと僕も質問させていただきました。もつと

文書が出てきたりしたら、それを保存して、共有していくこととか、人と自然の博物館というのは結構全国多いんですけども、自然資料の価値というものを広く社会で共有していくことで連携を取つております。価値を高めるために、いろんなまた施策を講じたいと思うんですけれども、先生からもいろんなまた御意見を頂戴できればと思つてございます。

答弁になつたかどうか分かりませんけれども、しっかりと努力をしてまいりたいと思います。

○荒井委員 末松大臣、ありがとうございます。

学校の校長をしてきましたので、卒業生が毎年出ていきます。今日も卒業生が、傍聴したいということで、今日傍聴に来ていますが、学校とか文科省というのはこういうことだと思うんですね。やはり、未来をつくっていく、未来の世代のために何をしていくかということですので、博物館を含めて、文科省の施策、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

○義家委員長 次に、岬麻紀君。

○岬委員 皆様、お疲れさまでございます。日本維新の会、岬麻紀でございます。

本日は、博物館法の一部を改正する法律案の質疑、お時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

さて、本日は、多くの質問がこの博物館法に寄せられまして、他党からも出ております。日本維新の会からも質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

この博物館法は、昭和二十六年に制定されました。制定された当時の博物館数は全国に二百館余りにすぎなかつたと聞いております。まだ今から思えば大変少なかつたわけですね。

まず冒頭に、この博物館法とは、そして制定された意義について伺いたいと思います。というのも、この博物館というのを始めとして

て、含まれるものは、動物園から植物園、美術館、水族館、資料館に至るまで、いわゆる社会教育の施設として大切でございますが、私どもなかなか、この博物館法、耳にしたことでも今までなく、そして多くの方に知られていないのが現実でございます。まずは、その法律案とすることで、博物館法とは何なのか、意義について伺います。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

博物館法とは何かということでございますけれども、博物館法によりますれば、まず、博物館は、社会教育施設として、資料の収集、保管、展示、教育、調査研究を行う機関として位置づけられています。これらのこと、それから、博物館の基本的な役割、機能を確保するために登録、相当施設の指定を制度化されたものでございまして、これに伴いまして、様々な税制上の優遇措置ですとか補償制度が備えられている。そして、専門的な人材の養成とともに推進することと、これが位位置づけられたものでございまして、これらをまとめまして、博物館という形の機能する館を定義づけているところでございます。

○岬委員 ありがとうございます。

制定された意義ということを伺つたわけですけれども、この制定から七十年が経過しております。この博物館法若しくは博物館に求められる役割ですとか機能について教えてください。大臣、ありがとうございます。

さて、今回のこの法改正の目的、近年の博物館に求められる役割が多様化、高度化しているということも踏まえまして、博物館の設置の主体の多様化を図りつつ、また、その適正な運営を確保することが必要となります。

そこで、この博物館法、確認をしていきますと、登録博物館というものと、また博物館相当施設というものの、及びこの博物館法には位置づけられてはいない博物館類似施設という三つがございます。

今大臣がおっしゃつてくださったように、二〇一八年現在で調べてみると、登録されているものが九百十四、そして相当というものが三百七十九館あります。

この博物館法につきましては、今、次長が答弁したとおりなんですか、博物館法、制定から七年経過しております。博物館の数は約三十倍に増加しました。二百五十七館、ただし、登録した、二百五十七館の今五千七百、ただし、登録されたはいい博物館類似施設といふ三つがございました。

今、この法改正の意義といふものでよろしくお願いします。

○末松国務大臣 博物館の機能というか、先生、ますかね、話は。

○岬委員 大臣、ありがとうございます。

今回この法改正の目的、近年の博物館に求められる役割が多様化、高度化しているということなどによりまして、新たにこれからも登録博物館をを目指すというところが出てくるのではないかと想定しているところでございます。

○岬委員 ありがとうございます。

そもそも、これは認知度というものではどうなんでしょうか。余り知られていないのではないかと思うのですが、その辺り、確認させてください。お願いいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

今の博物館登録制度といいますのは、その主な目的が、博物館の基本的な役割や公共的な機能を確保し、税制優遇等の対象範囲を明確にするという、かなり行政の手法というような形で元々認識されているところがございまして、これまでこういう認識で運用されてきたことから、広く国民に對して広報するという発想が弱かつたのではない

かな、このように考えております。

このため、昨年の文化審議会答申では、登録されること自体が各館にとっての信用や認知度の向上につながるような制度を目指すというふうに提言されたところでございまして、こうしたことから、今回の法改正案では、その位置づけを改めまして、登録等に当たってはインターネット等を通じて公表することを義務づけたりしているところでございます。

○岬委員 ありがとうございます。  
いずれにせよ、こうしたことから、法案成立後は、広く国民に対し、あらゆる機会を通じて積極的な広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○岬委員 ありがとうございます。  
やはり、認知度が低いというのは大変問題ではないかと思います。博物館の登録制度自体、国民に認知されていなかつたという改善点があります。

そういうふうに、例えば、最近ですとヤングケアラーという言葉、なかなか知られていないかつた、初めて聞いたというものがあったと思いませんが、随分と急激に浸透しているなと思われます。これは、令和四年度から令和六年度までの三年間を集中取組期間として、中高生の認知度五割を目指して、認知度を高めていくことをされています。このように、博物館法の登録に関しても、文化庁としていろいろと認知を向上させるような取組があればいいのではないかと思った次第であります。

そして、今、御答弁にありましたけれども、今回の改正法、これは第十四条第二項におきまして、都道府県の教育委員会は、博物館の登録博物館であることを国民に広く周知する観点から、登録した博物館の設置者の名前ですとか、また住所、登録した博物館の名称や所在地、登録の年月日をインターネット等で広く公表しなければならないという答弁もございました。

例えば、自治体のホームページで積極的なPR展開をされているところもございます。それだけ

では、しかし、少し弱いのではないかと思うわけですね。そうであれば、例えば、どんな展示をしているのかですか、休館日がいつなのか、ま

た、時間の、いろいろ、今短縮があつたり変更がされておりますので、時間をしっかりと明記するですか、博物館の概要や博物館のホームページをリンクさせるなどの工夫が必要でないかと思います。

そういうふうに、情報発信をもつともつと、決められた、義務づけられたこと以上に工夫をしていく必要があると思いますが、その辺りはどのようにお考えでいらっしゃるか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

本法案では、都道府県等の教育委員会が、登録等に際して、博物館の基本的な情報をインターネット等を通じて公表することを義務づけておりまます。これは、登録博物館のリスト公開につきまして、法令上ですので、法令上、最低限の義務を都道府県等の教育委員会に課したものということです。

こうしたことから、今委員から御指摘、御提案がありましたとおり、各教育委員会や各館自ら、地域の状況等に応じて、これらの基本的な情報に加えて、国民や県民、市民の皆様にとって有益な様々な情報、これを提供していくことは大変望ましいことでございますし、有意義なことであると考えております。

この改正を契機といたしまして、都道府県の教育委員会が様々な博物館に関する情報を積極的に公開していただいて、博物館をより国民、県民、市民にとって身近な存在となるよう、更に促してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○岬委員 ありがとうございます。  
続いて、登録に関するメリットのお話がございました。やはり、登録しようとするときに、その手間ですとか面倒、そしてコストを考えたときには、更にメリットがあるなと思わなければ、そういったことをなかなか行動として取りづらいと思

います。

登録しようとするインセンティブについても伺つていただきたいと思います。この登録することによってのメリット、そして手間と考えたときに、また、時間が、いろいろ、今短縮があつたり変更がどうするとのメリットの方が上回つていくのであります。

例えば、昨年の十二月、文化審議会におきました。そこで、登録博物館となることのインセンティブ、これは予算ですか、また予算の措置、要があると思いますが、その辺りはどのようにお考えでいらっしゃるか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

本法案では、都道府県等の教育委員会が、登録等に際して、博物館の基本的な情報をインターネット等を通じて公表することを義務づけておりまます。これは、登録博物館のリスト公開につきまして、法令上ですので、法令上、最低限の義務を都道府県等の教育委員会に課したものということです。

こうしたことから、今委員から御指摘、御提案がありましたとおり、各教育委員会や各館自ら、地域の状況等に応じて、これらの基本的な情報に加えて、国民や県民、市民の皆様にとって有益な様々な情報、これを提供していくことは大変望ましいことでございますし、有意義なことであると考えております。

この改正を契機といたしまして、都道府県の教育委員会が様々な博物館に関する情報を積極的に公開していただいて、博物館をより国民、県民、市民にとって身近な存在となるよう、更に促してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○岬委員 ありがとうございます。  
続いて、登録に関するメリットのお話がございました。やはり、登録しようとするときに、その手間ですとか面倒、そしてコストを考えたときには、更にメリットがあるなと思わなければ、そういったことをなかなか行動として取りづらいと思

います。

今お話をいたしましたけれども、まだまだちょっと案がなかなか出できていないのかなというのが印象でございますが、私が思うに、登録されるとこのメリットの方が上回つていくのではないかとお考えなんでしょうか。

されど、これ 자체がメリットになつていくのではないかとお考えなんでしょうか。

そうしますと、登録制度 자체がブランディング

されていく必要があるのではないでしょうか。それが博物館であつたり美術館、また動物園は、いろいろなブランディングにも努めているとは思ひますが、それでも、制度 자체でブランディングをしていく。登録することによって得られる信用度、また認知度というものが、しっかりと打ち出していただけるのではないかと思います。

現状、具体的な検討ですか、状況、どんな状況なんでしょうか、教えてください。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

この改正を契機といたしまして、都道府県の教育委員会が様々な博物館に関する情報を積極的に公開していただいて、博物館をより国民、県民、市民にとって身近な存在となるよう、更に促してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○岬委員 ありがとうございます。  
続いて、登録に関するメリットのお話がございました。やはり、登録しようとするときに、その手間ですとか面倒、そしてコストを考えたときには、更にメリットがあるなと思わなければ、そういったことをなかなか行動として取りづらいと思

録ブレートの交付とか、登録博物館制度が認知されるためのキャンペーンの実施、国による積極的な広報活動を行うことにより、登録されること自体が各館にとって信用や知名度の向上につながる

制度というようなことも書いてございます。そういうことなんですか？でも、法案成立の曉には、新たな登録制度の実施を通して、各館の信頼度の向上につながるよう、一定の要件を満たした博物館の登録を積極的に推進していきたいたい、そのことを念頭に置いております。

○岬委員 大臣、ありがとうございます。是非具体的に、よろしくお願ひ申し上げます。これまで、登録を促していく、積極的に登録をしていただけ方向での御質問をさせていただきましたが、登録が増えなければ増えていくほど、その軌道から外れてしまったり、また継続が難しくなつたり、そういうふた博物館も出てくるかと思ひます。

そういうふたところで、登録の取消しについてもしっかりと見直していく必要があるかと思いますが、調べてみると、現行では、登録を取り消さなくてはいけない、要件をぐくに至った場合に、取り消していかなければならないという、義務ということになつておりますが、改正の方を見てみますと、都道府県の教育委員会の裁量に任せている、登録を取り消すことができるというような、義務からできる規定に変わつております。

それは、柔軟に対応するという意味ではよろしいかとも思うんですけれども、調べてみると、三年間で取消しの事例は二件ござります。この二件に関しては、後継者がいないですか、閉館してしまうためにできなくなつたということです。ざいますが、ここが、都道府県の教育委員会の裁量によって取り消さないケースが出てくるとか、もつと突っ込んだ言い方をしてしまうと、教育委員会と博物館の設置者との癒着、こういったこと

が疑わぬないように、取消しに関してもしつかりと精査をして、きちんとした基準を持って進めていただきたいという要望で、ここは次に行きたいと思います。

さて、先ほど他党からお話を出ておりましたけれども、では、どういった方が博物館を、リーダーとなつて、館長になる方を調べてみますと、私のところでも同じような懸念が出てまいりました。

例えば、令和二年九月に、日本博物館協会の令和元年度日本の博物館総合調査報告書によりますと、館長の職歴は、行政職員出身者が全体の三分の一以上いらっしゃるということなんですね。

また、令和二年四月十一日の美術手帖でのインタビュー記事がございました。これは、横浜美術館の蔵屋館長がお答えになつています。日本の場合、トップに立つ方は行政からの天下りや大学の先生などが多いと述べられています。

こうしたことから、行政職員から館長になることは決して珍しくない、三分の一以上ですから、多いのではないかと思うわけです。

また、蔵屋館長はこうもおっしゃっています。行政や大学の先生が館長になることの弊害という

ことで、多くの美術館の運営費は行政から出でます、そこと太いパイプがあり、かつ文化に深い理解がある人が館長になることは一方合理的と捉えることもできますが、ただ、文化に対する知識や愛情がない方も多いため、ここから弊害が生じるおそれがある。一方、大学の先生は、美術の知識はあっても、美術館の運営や労務管理についても知識がほとんどないことが多いと感じます。

欧米の場合は、館長教育というものがあります。これから、この時代、厳しい時代になつておりまます。一見、お飾り的という言葉をあえて使いま

も、そこから、館長に求められる質という部分にしっかりと目を向けていただけたらと思います。

続きまして、定期報告というものが義務づけられるというふうに伺つております。報告事項について、今後は各都道府県の教育委員会が定めるこ

とになりますが、報告の在り方、来場者数であるとか収入といった数字の部分だけではなくて、博物館の根本的な使命となる地道な調査の研究ですか？また資料の保存等の状況など、取組をもつと主体的に報告していく必要があるのではないか

と思います。

さらに、課題が浮き彫りになれば、しっかりとアーリングをして、その課題の改善に向けても取組が、都道府県の教育委員会の活動としてアドバイスが必要なのではないかと思います。その辺りはどういうふうにお考えになつていらっしゃいますでしょうか。お願ひします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。本法案で新たに定めました定期報告により、これにより得ました情報を踏まえて、都道府県等の教育委員会が域内の博物館が抱える課題等について指導助言を行う、これは重要でございます。

こうした情報を踏まえて、さらに、次の改善をどうするかというのを各県教育委員会、各設置者が考えていくということは大変重要でして、これが今回の法律の中でも大切なポイントの一つでございます。

文化庁としては、この法案成立後、都道府県等の教育委員会に改めてその旨をしつかり周知して

まいりたいと考えています。

また、博物館同士の連携についても本法案で努力義務と規定しているところでございますが、これに加えて、博物館同士のネットワーク化、それから外部資金獲得等の組織改革を行う事業に対しまして、令和四年度予算案において支援することを検討しておりますが、文化庁としても、今後とも、都道府県等の教育委員会と連携して、こうし

た博物館の適正な運営を確保していきたい、この

ように考えております。

○岬委員 ありがとうございます。

是非、実のある報告書ということで進めていた

ところです。それで、きちんとした基準を持って進めていただきたいと思います。

さて、統いて、これから時代は、コロナ禍において、博物館の役割、また、見せ方、展示の仕方といつものも変わってきております。博物館におけるデジタル技術の活用について、統いて伺いたいと思います。

このような時代を踏まえまして、バーチャル観覧というものが取組として行われております。博物館の中には、デジタル技術を活用して、様々な工夫をして、三百六十度から見られる3Dをしています。みたり、いろいろな工夫で皆さん頑張つていらつしゃいます。

文化庁から、幾つか具体的な事例を教えていただきたいと思います。お願いします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。全国の博物館において、デジタル技術を活用した新たな取組が行われていると認識しております。

例えば、ユーチューブなどを活用してオンラインで学芸員が展示資料の解説を行うギャラリーモデルを作成しまして、オンラインでVR映像で展示室を鑑賞できるといったような取組、それから、ZOOMなどを活用して、オンラインでワーキシヨップですか？とか学習プログラムを開催する取組などなど、いろいろな工夫が行われていると承知しております。

○岬委員 ありがとうございます。

私も調べてみましたところ、全国各地で様々な試みがされております。

例えば、神戸市の人と防災未来センターの取組、こちらも3Dですか？VRを活用していらつしゃいます。また、岡山県倉敷市大原美術館、こちらも同じように、VRの技術を使つたり、オンラインツリーも行っていらっしゃいます。さらには、北海道北部の中川町エコミュージアムセン



物館の方でもいろいろな恵みを経つていただきたいなという方が本音でございます。クラウドファンディングの話も出ましたでしょうし、名古屋の徳川美術館でも大和ミュージアムでも、いろいろな工夫をされてるやに聞いてございますので、みんなでいろいろな研究をするべきかなという、そういうときかなと思います。

○岬委員 大臣、ありがとうございます。  
最後に私の選挙区でございます名古屋の徳川美術館のことも言つていただきまして、誠に感謝しております。ありがとうございます。

今日は、多くの質問に丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。私からの質問、以上とさせていただきます。

○義家委員長 次に、西岡秀子君。

○西岡委員 国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうござります。

大臣、若干重なる質問もあるうかと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

現在、二年にわたるコロナ禍で、日本の文化芸術全般が大変深刻な影響を受けております。文化財の管理や保全にも影響が与えられているというふうに懸念をされますけれども、特に、地域の伝統、芸能、お祭り等については、二年わたり中止となっていることで、次世代に引き継いでいくことが大変困難な状況があるということについても、私自身、大変問題意識を持つておりますので、またこのことも是非大臣にはお力をいただきたいというふうに思つております。

このコロナ禍で、博物館についても大変大きな影響が及んでいます。感染拡大が長期化することによって、休館や入場制限、またイベントの中止など、そのようなことによつて入館者が大変減少して収入が減少し、財政状況が厳しい状況となつております。コロナ禍における博物館の現状をどのように把握

握し、国としてどのように支援体制を取つておられるかということにつきましてお尋ねをさせていただきます。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の文化庁調査によりますと、新型コロナの感染拡大に伴い、九割以上の博物館が臨時休館となり、外国人観光客の急減とも相まって、来場者数が一時は五割近く減少したところでございま

す。感染の影響が長引く中で、現場では今なお感染症対策多くの資源を投入せざるを得ない状況が続いていると認識しております。

このような状況を踏まえ、文化庁では、累次の補正予算によりまして、日本博物館協会等が策定した感染症対策ガイドラインに基づく消毒液や

サモグラフィーカメラ等の物品の整備、オンラインチケットの導入等の取組や資料のデジタル化、アーカイブ化など、博物館の再開、再生に向けた取組、感染症対策を十分に実施した上で積極的に行う展覧会等の取組やそのキャンセルに係る費用などへの財政支援を実施してまいりました。

今後とも、関係者の方々の声に耳を傾けながら様々な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○西岡委員 引き続きまして、是非、お取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど浮島先生からもお話をございました、二〇一九年に京都におきまして国際博

物館会議が開かれました。三年に一度開かれるこの大会においては、ICOMにおける博物館の定義というものが、これまで、この会議におきまして

て、博物館の定義というものが時代の状況に沿つて見直されてしまいました。このICOMによつて定義をされる博物館の定義といふものは、世界の博物館関係者の活動の指針となる大変重要なものであると理解をいたしております。

現行の定義については、二〇〇七年のウィーン大会で採択をされました。博物館とは、社会とそとの発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として

これまで新しい定義が改定されてまいりましたけれども、二〇一九年の京都の会議におきましては、新しい定義案が提示されたものの、結局、採択には至らないで現在に至っております。

今回の定義が、議決が見送られた背景も含めまして、開催地として把握をされている検討の経緯の御説明と、今後の定義がどのような方向になるかという、もし見通しについてお伺いできればと

いうふうに思います。  
また、末松大臣が考へておられる博物館の存在意義、使命について、大臣の御見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○末松国務大臣 西岡先生にお答え申し上げます。

国際博物館会議京都大会では、大きなコンセプトとして、文化をつなぐミュージアムの理念、すなわち、博物館が、文化観光や町づくりなど、地域や社会の課題に貢献していくことが決議されました。

こうした理念を踏まえつつ、新たな博物館の定義についても議論がなされました。様々な各団体についても議論がなされました。しかし、この事情に配慮し、定義の見直しには至らず、本年八月のプラハ大会で引き続き議論されると伺つております。

今回の法案では、こうした議論や文化審議会の答申に基づきまして、従来の博物館の定義に加えて、博物館が関係機関と連携して、地域の活力の向上に取り組むことを新たな役割として位置づけたところでございます。

今後、これらの役割をそれぞれの博物館としっかりと果たしていくように、支援の更なる充実に努めてまいりたいと思います。

今回、先生今御指摘されました定義が議論されただけれども、一方で、博物館にとって大変重要な課題であり、これまで様々な見直しの議論があつたんですけれども、ICOMの京都大会で提案された新しい博物館の定義案、日本語訳を読みまし

かなというのは、これではなかなかまとまりにくいんだなという印象を個人的には受けたございます。

それと、博物館については、私はもう何度も参拝されなかつたのであえて申し上げることはあります。

これまでのところは、日本の歴史とかあるいは伝統といふことと同時に、古來から受け継いできたものを現在の我々が大事にして伝えていくということと、これは、日本人、今のがやはりきちんと見通しについてお伺いできればと

いうふうに思います。  
もしお話を聞いたら、そのことの大ささというのを感じます。

最近、禅語なんかをよくちょっと勉強するんですけど、やはり七走一坐、人間、忙しく走り回つていたらやはりいけない、七回走つたら一回休まいかぬ、七走一坐ということと、止まるの上に一字書いたら正しいという字になる、一日一回止まることは、一日一止ということはやはり大事であるということで、そんな言葉を勉強しておりますけれども。

特別、博物館と関係ない話をしてしまいましたけれども、以上でございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

また、博物館の定義については、前回、二〇〇七年から大分状況も変化をいたしておりますので、今後、各國が合意できる、博物館の振興、発展に資する定義が是非今年は明確に決定されるといふことを御期待を申し上げたいというふうに思っています。

続きまして、今回、博物館法改正の内容につきまして質問させていただきます。

登録博物館制度の見直しは今回盛り込まれましたけれども、一方で、博物館にとって大変重要な課題であり、これまで様々な見直しの議論があつた学芸員制度については、文化審議会においても中長期的な課題とされ、本改正案については、学

芸員補の資格要件の一部を見直すことが盛り込まれるだけの結果となつております。

答申の中身を見ますと、学芸員として採用される人員が少ないと専門職としての位置づけが明確でないことなど課題が指摘をされ、早期の制度見直しというものが求められております。

そういう状況にありながら、今回の改正に盛り込まれず、中長期的な課題といふことになつたその理由についてお伺いをしたいと思います。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

学芸員制度につきましては、委員御指摘のとおり、資格取得者の数に対しまして実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないというこ

とや、専門的職員としての任用、位置づけの不明確さ、あるいは館種や規模等によって求められる資質や能力が異なることなど、様々な課題が指摘されているところでございます。

学芸員制度の今後の在り方につきましては、こうした課題を踏まえて、学芸員に求められる専門的能力を再定義しつつ、大学の設置する養成課程の状況や博物館現場におけるニーズを総合的に検討する必要がござりますことから、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として検討していくべきであると提言されたところでございます。

このため今回の方案では、学芸員資格について見直す予定はありませんけれども、文化庁としても、文化審議会博物館部会において引き続き学芸員資格制度について御審議いただくとともに、また同時に研修等の充実などによりまして、喫緊の課題とされた現職の学芸員等の資質の向上を進めてまいりたい、このように考えております。そこで、引き続きのお取組をお願いいたします。

続きまして、平成三十年の文部科学省の設置法改正によりまして、博物館に関する事務が文化庁に移管をされました。その際の附帯決議におきましても、博物館に対する財政支援の一層の拡充と

いう文言が盛り込まれております。

現在、今回の登録制度の見直しについては、登録博物館を増やしていくという趣旨であると理解をいたしておりますけれども、現在、二割にしか満たない登録博物館を増やしていくためには登録要件の、今回法改正の中に盛り込まれておりますような要件の緩和とともに、登録することにが大変重要なと考へています。

登録による支援策の拡充というのも必要だと考えておりますけれども、そのメリットについて御説明をお願いいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

博物館の設置者は、登録されることで信用や知名度の向上が期待できますとともに、税制上の優遇措置や美術品補償制度の利用など、法律上の優遇措置を受けすることが可能となります。

また、文化庁の三事業においても、登録博物館を中心に行なうなどの取組を行いまして、登録を受けることによって様々な支援が受けられるようになります。

文化庁としては、法案成立後、本法案を契機といたしまして、登録のインセンティブについて更に検討を進めていくとともに、登録のメリットを広く関係者に周知していきたい、このように考えております。

○西岡委員 ありがとうございます。

今回の改正によりまして、博物館法の目的について、社会教育法に加え、文化芸術基本法の精神に基づくことが定められることとなりました。また、平成三十年の文化財保護法改正により、地域における文化財の保全、活用を図る拠点として、また、文化観光拠点法により、博物館は文化観光拠点施設として位置づけられるなど、関係法令により、博物館に多様な機能が求められます。これまで、文化観光拠点計画及び地域計画については、昨年十一月時点ですべての計画が認定をされ、財政支援を受けることと

なっております。

一方で、同時に、文化財や博物館資料等の保存、調査研究、環境整備等の博物館の基本的機能の維持や拡充というのも極めて重要であるということは言うまでもありません。このような機能が後退することはあつてはならないというふうに考えますけれども、政府としてのお考えを御確認をいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

博物館法において、資料の収集・保管、展示・教育、調査研究、この三つは博物館活動の中核を担う基本的な役割、機能として位置づけられておりまして、本改正案でもその位置づけは変わらません。

本改正では、こうした基本的な機能、役割を確保した上で、文化観光や町づくりへの貢献など、博物館に求められる役割の多様化、高度化に対するため、他の機関との連携や地域の活力の向上への寄与等を規定しているものでございます。

文化庁としては、それぞれの博物館が社会から求められる役割、機能を果たしていくことで、地域住民に親しまれる存在となり、ひいては基本的な役割、機能に対する支援も充実していくようになります、そうした好循環の形成を目指して取り組んでまいりたい、このように考えております。

○西岡委員 先ほども議論にございましたけれども、やはり、中小、小規模な博物館についても、しっかりと御支援をいただくようにお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、予算も限られる中、また大変人材も不足する中で、今回の法改正によりまして、登録博物館の努力義務が増え、現場への負担となるのではないかという懸念がござります。特に、中小規模の博物館においては不安が大きいと聞いておりま

す。そのことに対して、どのように国として支援をされていく方針についてお伺いをいたしました。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

本改正案では、博物館に社会や地域の様々な課題の解決に寄与することが求められている一方、社会や地域の課題に対応するためには、当該課題に主体的に取り組む機関や民間事業者との連携が欠かせないことから、多様な主体との連携により地域の活力の向上に取り組むことを努力義務としているところでございます。

こうした規定を踏まえた事業に取り組むことによりまして、地域住民にとつてより身近で欠かせない存在として認識され、ひいては博物館に対する支援が充実していくという好循環が形成される必要がある、このように考えております。一方、文化庁の方でも、令和四年度予算案において、新たに、このような社会的、地域的な課題に先進的に取り組む活動等を支援することとして予算、事業を組んでおるところでございますけれども、いずれにせよ、引き続き現場の声をよく伺いながら、博物館に求められる新しい役割、機能に係る取組を促してまいりたい、このように考えております。

○西岡委員 ありがとうございます。

時間が限られておりますので、次の二問を一緒に質問をさせていただきたいと思います。

国立博物館につきましては、独立行政法人に係る法令に基づき運営をされ、博物館法に基づく博物館と両輪の体系と現在なつております。近年、複数の博物館又は異種、全く違う種類の博物館の連携ネットワークというものが大変重要な中で、その中核となる国立博物館の位置づけが大変分かりにくいという現状がございます。

今回、登録博物館の要件を拡大する改正内容と分かれりにくくいうべき現状がございます。

今回、登録博物館の要件を拡大する改正内容と当施設、博物館類似施設についても、全体の中ではなつておりますけれども、それ以外の博物館相違ないかという懸念がござります。特に、中小規模の博物館においては不安が大きいと聞いておりま

す。また、登録の要件を満たさないために登録できない博物館に対して、それぞの特性に即した支援体制が求められると思いませんけれども、どのように支援をされていく方針かということをお伺いをいたします。

○末松國務大臣 先生にお答え申し上げます。国立の博物館につきましては、先生御指摘のとおり、独立行政法人個別法で規定をされておりまます。これまでの博物館法等の関係で、その位置づけが必ずしも明確でなかつたところです。

このため、今回の法案では、指定施設として明確に位置づけて、資料の貸出しとか、あるいは職員研修の実施など、他の博物館に協力を行うこととしたところでありまして、全国の博物館のネットワークの中核的な役割を果たしていただきたいというふうに思つております。

また、様々な理由からこれまで登録博物館などになつてこなかつた地域の多様な博物館につきましては、それぞれの特性を生かしながら広く振興していくことが重要と考えております。本法案でも登録制度の対象拡充を盛り込みました。

文科省としては、本法案成立後、ナショナルセンターとしての国立の博物館の機能の更なる充実を図るとともに、地域の多くの博物館が登録博物館となるよう積極的な働きかけを行いまして、国公私立の枠を超えた連携がやはり大事である、促進したいというのが私の考え方です。それともう一つ先生の、登録になれない施設に対しきめ細かなという支援体制ですけれども、昨年の文化審議会の答申では、規模の大小にかかわらず、しっかりととした取組を行う博物館の底上げを行うことが今後の博物館法の目指すべき方向とされています。

文化庁では、これから、令和四年度、新たに、先ほど申し上げた四億二千万円の予算ですけれども、博物館機能強化推進事業などを実施をしてまいりました。本事業におきまして、博物館の先進的な取組を支援するとともに、きめ細かな相談体制の整備を行つてしまひたいと思います。予算はまだ少額かもしれません、これでやつていきたいと思います。

○西岡委員 時間となりました。ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○義家委員長 次に、宮本岳志君。

博物館法は一九五一年に制定され、今回の改定は、法制定以来七十年ぶりの制度見直しであります。

博物館法は、第一条に社会教育法の精神を掲げておりますけれども、その社会教育法は、第一条の目的に、「教育基本法の精神に則り」とござります。つまり、一九四七年の憲法と旧教育基本法

制定と、それに続く一九四九年の社会教育法、そして、一九五一年、博物館法と、憲法制定からの一連の流れの中で作られたものであります。まづ、その原点から確認をしたい。

今回、法律の目的に、現行の社会教育法の精神に加えて、文化芸術基本法の精神に基づくことも取り入れることになります。しかし、この社会教育法の精神というのは非常に重いものであります。そこで、社会教育に携わる方々から、社会教育施設としての博物館本来の機能が後景に追いやられるのではないかという懸念が示されております。

そこで、確認をいたしますけれども、今回の法改定で、社会教育法の精神に基づくという法制定時の原則は堅持されるということによろしいですね、大臣。

○末松國務大臣 宮本先生にお答え申し上げます。

教育基本法では、生涯学習の理念と社会教育の振興について定められておりまして、また、社会教育法では、教育基本法の精神に基づきまして、国、地方公共団体が社会教育の振興に当たつて果たすべき任務が定められてございます。

これらは規定におきまして、一つは、国民が生涯にわたつてあらゆる機会、場所で学習し、その成果を生かすことができる社会の実現を図らなければならぬこと、二つ目は、博物館等の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならぬこと等が定められております。

こうしたことから、本法案では、社会教育法の精神に基づくことを引き続き規定しており、今後

とも、博物館は、社会教育施設としてその責務を引き継ぎ果たしていくよう指導してまいりたいと考えております。

先生御指摘のところで、この博物館法の一部を改正する今回の法律第一条は、「この法律は、社会教育法及び」これをちゃんと受けて、「及び文化芸術基本法の精神に基づき、」というところで加えておりますので、先生のお考えに沿うものでございます。

とも、博物館は、社会教育施設としてその責務を引き継ぎ果たしていくよう指導してまいりたいと考えております。この事件は、公立美術館における展示規制がどのような社会的な構図の下で起きるのかということを白日の下にさらしただと思いま

る。改めて、これも文化庁に確認しますが、文化芸術基本法は、第二条の一項と二項で何と定めておられますか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

文化芸術基本法の第二条の第一項では、「文化芸術に関する施策の推進に当たつては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。」こと、そして第二項では、「文化芸術に関する施策の推進に当たつては、文化芸術を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。」このよう規定されているところでございます。

○宮本(岳)委員 つまり、文化芸術を行う者の自主性の尊重と創造性の尊重を定めております。

また、前文では、我が国の文化芸術の振興を行つてゐる者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。」このよう規定されているところでございます。

○宮本(岳)委員 つまり、文化芸術を行う者の自主性の尊重と創造性の尊重を定めております。

また、前文では、我が国の文化芸術の振興を行つてゐる者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。」このよう規定されているところでございます。

○宮本(岳)委員 つまり、文化芸術を行う者の自主性の尊重と創造性の尊重を定めております。

また、前文では、我が国の文化芸術の振興を行つてゐる者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。」このよう規定されているところでございます。

○宮本(岳)委員 国民が、その年齢、障害の有無、経済的な状況、また居住する地域にかかわらず、ひときその権利が保障される、非常に大事な点なんですね。

同時に、文化芸術をめぐっては、二〇一九年にこうしたことから、本法案では、社会教育法の

精神に基づくことを引き続き規定しております。あいちトリエンナーレでの「表現の不自由展・そ

主性の尊重については、私としては、文化芸術基本法において、その文化芸術基本法の精神の内容の一つでありますから、当然のことだというふうに理解をしております。これも先生のおっしゃるところとおりでございます。

○宮本(岳)委員 二〇〇八年、社会教育法が改定された際の衆議院附帯決議では、「自発的意思で行われる学習に対して行政の介入とならないよう留意すること」としております。

また、九条併句不掲載損害賠償等請求事件をめぐつては、二〇一八年十二月二十日、最高裁の上告が棄却され、東京高裁の判決が確定いたしました。確定判決は、社会教育法第九条の三第一項及び同法第十二条の各規定は、原告が主張するとおり、大人の学習権を保障する趣旨のものであるとして、大人の学習権を認めた画期的な判決でありました。

社会教育法の精神に基づく博物館においても、当然、大人の学習権は保障されなくてはならないし、それを保障するためには、博物館の自由で自律的な運営が求められる。

そこで、登録制度の見直しについて質問をいたします。博物館の設置主体の対象をできるだけ拡大するものでありますけれども、その審査基準は、都道府県の教育委員会が定めることとされています。博物館の設置主体を拡大するに当たり、公益性、公共性を保障するためにも、学芸員の配置など、基準の引下げが行われてはならないと私たちには考えますが、文化庁、これは担保されておりません。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。  
現行法においては、登録要件は、年間百五十日以上開館すること、それから学芸員を置くこと等以外は、大綱的な内容のみが法に定められておりまして、その詳細は、審査を行う都道府県等の教育委員会に委ねられております。このため、今回の改正法案では、博物館登録の

審査基準につきましては、文部科学省令で定める基準を参照して、都道府県等の教育委員会が定めることとしておりますけれども、開館日数ですとか学芸員の配置につきましては、引き続き、法律上明記することとさせております。

○宮本(岳)委員 第四条三項で、「博物館に、専門的職員として学芸員を置く。」と担保されているという答弁であります。

文化庁の資料でも、登録博物館九百十四館のうち、二〇一八年十月一日現在で、学芸員の配置数がゼロとなつていて博物館が二百五十六館となつております。約二八%、三割が今現に学芸員を配置できていないんですね。五年間は経過措置があります。しかし、それを過ぎれば、登録博物館でなくなる可能性がある。もちろん、個々の博物館には、登録博物館から外れる判断もあり得るんですけれども、できればどちらも、文化庁はどうお考えですか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

現在の博物館法においても、登録博物館には学芸員が配置されることが求められておりますが、登録後の博物館の運営状況について、都道府県等の教育委員会が定期的に把握する手段が現行法上ございません。こうしたことから、現在、学芸員が配置されていない登録博物館が存在するだろうということとは承知しております。

博物館の設置主体を拡大するに当たり、公益性、公共性を保障するためにも、学芸員の配置など、基準の引下げが行われてはならないと私たちには考えますが、文化庁、これは担保されておりません。

て、設置者にしっかりと働きかけてまいりたい、このように考えております。

○宮本(岳)委員 しつかり財政的な支援をしていただかなければ、なかなか、定めるだけではいかないと思いますので、これはまさに今後の課題だと思います。

同時に、今回の法改正で、これまでの三条二項に定められておりました、博物館は、その事業を行つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るよう留意しなければならないという規定が削除されました。文化庁、間違いないですね。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

第三条三項に含まれているという説明を受けたんですが、これは、文化庁、間違いないですね。

事前の説明では、この条文の趣旨は、そのまま第三条三項に含まれているという説明を受けたんですが、これは、文化庁、間違いないですね。

また、同条ではただし書の規定もございました。当時の財政事情をこれは考慮しただし書、先ほど後段述べられただし書も、当時の財政事情を考慮したものだと思います。

十分な補助がないために料金の徴収をしなければならないということはもちろんあり得るわけですね。今の二十三条は、公立博物館の利用料を徴収する規則であります。

これは最後の質問にしたいと思うので、大臣にしっかりと聞いていただき、お答えいただきたいのですが、是非二つの事例を今日は紹介したい。一つは、神戸市立須磨海浜水族園であります。一九五七年五月十日に神戸市立須磨水族館として開園をいたしました。後に多く誕生する大型水族館の嚆矢となり、一九八七年には、年間入場者数二百四十万人という当時の日本記録を達成いたしました。スマイルの愛称で、市民や子供たちに親しまれてきた公立水族館であります。

さて、それぞの博物館が必要な学芸員をしつかり配置して登録博物館となるよう、それから、地域に、それぞれの博物館の設置者が判断すべきことではござりますけれども、本法案では、現在登録されている博物館については、改正法の施行後五年間は登録博物館となる経過措置を置いておりました。これが極めて大事なことだと思います。

全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所で利用できなければならぬ、そういう精神に立つて、博物館法第二十三条では、原則無償ということが定められております。

○杉浦政府参考人 せんね。

今回の改正でも、この条文に変わりはございませんね。

さて、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情がある場合には、必要な対価を徴収することがあります。これはいざれにせよ、利用料の徴収については設置者の判断、このようになつております。

○宮本(岳)委員 二十三条を確認をされました。

現行法の二十三条、改正後は第二十六条となりますが、ここにおいて、公立博物館の入館料等について、原則無料である旨は引き続き規定されてございます。これは、広く国民の皆様に博物館を利用する機会を提供するためのものと認識

工し、一九二四年一月一日に大典記念京都植物園として開園した、日本で最初の公立植物園であります。

入園料は、一般二百円、高校生百五十円、中学生以下は無料、七十歳以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの方も無料であります。

二月、北山エリア整備基本計画を策定いたしました。

計画によりますと、園西側の賀茂川沿いにレストランやミュージアムショップを作り、北山通り沿いにも商業施設を整備する。また、植物園の周囲でも、園の南側にある府立大の体育館を約一万席のアリーナを備えたものに建て替え、府立医科大、京都工芸繊維大と共に使えるようにするほか、園の東側に劇場など芸術複合施設を造ることを検討していると報じられております。

この計画には反対の声が相次いで、住民や全国の園芸関係者らが計画見直しを求める署名活動を展開、昨年十一月時点で約十万筆を突破し、歴代園長も反対の立場で会見を開く、異例の事態となつております。

最後にこれは大臣に確認したいんですが、今回の改正の結果、スマサイのように、無料どころか子供たちが入れないような高い入館料になつたり、京都府立植物園のように大規模開発が次々進められるようなことになつたら本末転倒だと私は考えますけれども、今回の改正是、こういう方向を促進することを意図したものなのか、大臣の御見解をお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○末松国務大臣 宮本先生にお答え申し上げます。

公立博物館の入館料の設定を含む運営の方向性につきましては、博物館法にのつとりながら、各館の事情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事項と考えております。

このため、お尋ねの個別の博物館の取組につきまして、文部科学省として具体的に言及すること、

は差し控えたいと思います。

ただ、一般論として考えれば、それは先生、使いやすい料金が一番よろしいですね、これは、利

用しやすい料金が好ましいです。

さらに、その上で、一般論として、御指摘の本

法案における他機関との連携は、文化をつなぐ

ミューージアムの理念の下、博物館が地域の活力の向上に寄与するためには、地域の抱える課題に対応する様々な主体との連携が重要な考え方から規

定したものでございます。このような取組を通じて、博物館が、今後、社会教育施設と文化施設の両方の性格を持つ施設として地域住民から愛される存在となることが重要である、そういうふうに考えております。

いずれにしましても、文部科学省としては、今回の中更に推進する考えは全くありません。

回の法改正を通じまして、料金の引上げや特定の開発の方向性を変更する考えは全くありません。

○宮本(岳)委員 是非、社会教育施設としての原点をお守りいただきますようお願いして、質問を終わりります。

○義家委員長 ありがとうございます。先生と考え方は、その辺もう少し。

○宮本(岳)委員 是非、社会教育施設としての原点をお守りいただきますようお願いして、質問を終わります。

○義家委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○義家委員長 これまで本件に対する質疑は終りました。

○義家委員長 これより討論に入る所以であります

が、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○義家委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

内閣提出、博物館法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○義家委員長 (賛成者起立)

内閣提出、博物館法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。菊田真紀子君。

○菊田委員 私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

博物館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たつては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たつては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めるといふ非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。また、登録後の博物館の運営状況について、定期報告等を通じ、博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るために支援を行うこと。

三 博物館の中核的職員である学芸員については、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要なことを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。

四 博物館の活動や経営の向上においては、責任者として事業や業務に十分な見識を持つ館長の果たす役割が重要であることから、学芸員で高度かつ専門的な知識を有する者の登用や研修等の実施を通じ継続的にその専門性の向上を図るなど、館長としての職責を十分果たすことのできる環境の整備に努めること。

五 これから博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されることから、国立博物館を中心として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。

六 博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・設備の老朽化への対応も求められる中、従来担つてきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解を得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たつては、社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づき、博物館の多様性を尊重すること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○義家委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○義家委員長 起立總員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際 ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。末松文部科学大臣。

○末松國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○義家委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○義家委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○義家委員長 次回は、来る三十日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

令和四年四月十一日印刷

令和四年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C